

南房総市

行政改革推進計画・財政健全化計画

第3期

平成27年度～平成29年度



平成27年3月

南房総市

目 次

行政改革推進計画	1
I 第3期行政改革推進における基本的事項	2
1 背景	2
2 位置づけ	2
3 計画期間等	3
4 推進体制	3
南房総市行政改革推進体制図	5
II 行政改革の大綱	6
1 市民と行政の協働による開かれた行財政運営の推進	6
(1) 市民と行政の協働・男女共同参画に向けた環境づくり	
(2) 公正の確保と透明性の向上	
(3) 行政サービスの向上	
2 時代に即応した組織機構の見直しと電子市役所の推進	8
(1) 行政ニーズに的確かつ迅速に対応する組織づくり	
(2) 電子市役所の推進	
3 民間委託の推進と事務事業の見直し	9
(1) 民間委託等の推進	
(2) コストを意識した事務事業の見直し	
(3) 公共施設等の見直しと適正管理	
(4) 第三セクターの見直し	
4 職員の定員管理と給与の適正化	10
(1) 定員管理の適正化	
(2) 給与の適正化	

(3) 人材育成の推進	
5 自主性・自立性の高い財政運営の確保	1 1
(1) 経費の節減・合理化等による財政の健全化	
(2) 補助金等の整理合理化	
(3) 公共工事の効果的な執行と公正・透明性の確保	
(4) 公営企業の経営健全化	
III 行政改革の重要施策	1 4
1 市民との協働	1 4
(1) 市民との協働の推進	
2 事務事業の見直し	1 4
(1) 新たな行政システムの構築	
(2) 事務事業のコストの縮減・統合化	
3 公共施設の適正な配置等の推進	1 5
(1) 公共施設等総合管理計画の策定及び管理運営体制の充実	
(2) 公共施設等の有効活用	
4 組織機構の見直しと定員の適正化	1 5
(1) 組織機構の見直しと人員配置及び事務配分見直し	
(2) 定員適正化と給与水準の適正化	
5 人材育成による職員の資質の向上	1 5
(1) 職員研修の充実	
(2) 人事評価制度の活用	
6 歳入の確保	1 6
(1) 税収入等の確保と自主財源の増収対策	
用語解説	1 7
IV 実施計画	1 9

財政健全化計画	49
1 財政の現状	50
(1) 歳入		
(2) 歳出		
(3) 市債残高		
(4) 積立金残高		
2 財政健全化計画の基本的な考え方	56
(1) 目的		
(2) 計画期間		
(3) 基本方針		
(4) 主な財政指標の目標		
(5) 計画の執行管理		
3 第3期の財政計画	58
(1) 算定期間等		
(2) 前提条件		
(3) 第3期収支計画		
(4) 第3期収支計画に基づく経常的経費及び経常収支比率		
(5) 第Ⅱ期収支計画に基づく健全化判断比率		
4 財政健全化へ向けた取り組み	60
(1) 財政健全化計画の基本方針及び第3期収支計画に基づく取組目標額		
用語解説	61
【参考資料】	63

南房総市行政改革推進計画

I 第3期行政改革推進における基本的事項

1 背景

合併から9年目となる南房総市の財政運営は、普通交付税の合併算定替えによる満額交付は平成27年度までで、以降は段階的に削減され、平成33年度にはすべての合併特例措置が終了し、一般財源ベースで*年間約32億円近い収入減が見込まれています。また、職員数についても定員適正化計画により管理し、今後も削減が必要な状況であります。

これまで、平成18年度に第1期計画として南房総市行政改革推進計画・集中改革プランを策定、平成21年度には、「新たな仕組みづくり」と「事業の選択と集中の強化」を取り組むべき重点として、将来を支える基盤づくりのための改革に向けた第2期南房総市行政改革推進計画を策定し、行政改革に取り組んでまいりました。これにより、協働によるまちづくりの推進や第三セクターの見直し、定員適正化や職員研修の充実など、一定の成果を得ることができました。

しかしながら、適正な財政規模へ転換していくためには、行政改革大綱に基づき、これまで以上に厳しい事業選択と集中を行うとともに、質の高い行財政運営を行うことが必要不可欠であるため、引き続き行政改革を推進していく必要があります。

* 地方交付税の試算について、平成27年度算定変更が反映されていないため、数値が変動する見込みです。

2 位置づけ

(1) 計画の目的

第3期行政改革推進計画は、第2期行政改革推進計画に引き続き、「新たな仕組みづくり」と「事業の選択と集中の強化」を特に取り組むべき重点とし、これまでの行政改革の取り組みを継続するとともに、より質の高い行政運営に努めていくこととします。

第2期計画の各部署における取り組みを検証し、改善していくことで、第3期計画ではより一層実施内容に広がりや深みを持たせ、効率的で効果的な市民にやさしい行政サービスの実現に向け、新たな行政課題に取り組み、将来にわたって持続可能な行財政運営を目指します。

(2) 計画の体系と役割

この計画は、「行政改革大綱」、「重要施策」及び「実施計画」から構成し、それぞれの役割は次のとおりとします。

①行政改革大綱

第3期南房総市行政改革推進計画を必要とする背景及び目的、改革における基本的な考え方、改革に向けての重点項目等を明示し、今後の南房総市における行政改革の基本理念と基本指針としての役割を担うものです。

②重要施策

「新たな仕組みづくり」と「事業の選択と集中の強化」を重点として進めるための6つの重要施策を提示します。

③実施計画

重要施策を実行するため、計画期間における具体的な取組事項を明示し、その進行管理を行うものです。

なお、行政改革に関する取り組みとその進捗状況を市民にわかりやすく示すため、個別の項目について実施予定年度、推進担当部課等を明示するとともに、数値目標の設定が可能なものについては数値目標を設定し、その評価検証による進行管理を行うこととしております。

3 計画期間等

(1) 計画期間

南房総市総合計画後期基本計画（平成25年度～平成29年度）は、南房総市基本構想を実現するための計画であり、行政改革推進計画の上位計画です。そのため、「第3期南房総市行政改革推進計画」の計画期間については、同計画の終期に合わせ、平成27年度から平成29年度までの3か年間とします。

(2) 計画の見直し

「重要施策」と「実施計画」は、社会情勢と市民ニーズの変化に対応するとともに、PDCAサイクル【計画（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→改善（Action）】による行政運営全般の点検評価に基づき、的確な改善を図ることとします。

4 推進体制

(1) 南房総市行政改革推進本部

すべての職員が、常に問題意識を持って業務に取り組むための体制として、庁内に行政改革推進本部を設置し、全庁的な行政改革を推進します。

①本部会議

市長、副市長、教育長、各部長、水道局長、富山国保病院事務長、教育次長、議会事務局長、会計管理者及び朝夷行政センター所長により組織し、次の事項を所掌します。

- 第3期行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- その他行政改革にかかる重要事項に関すること。

②幹事会

総務部長・企画部長・総務課長・行革財政課長・企画政策課長をもって組織し、部会間の調整と各部会の改革事項の取りまとめを行います。

③行政改革専門部会

本部員及び各課長（相当職を含む。）以上の者をもって組織し、本部から付託された事項及び自らが改革すべき事項について調査検討を行います。

(2)民間委員による検討組織

行政改革の推進に市民の意見を反映させるため、引き続き南房総市行政改革推進委員会を設置します。

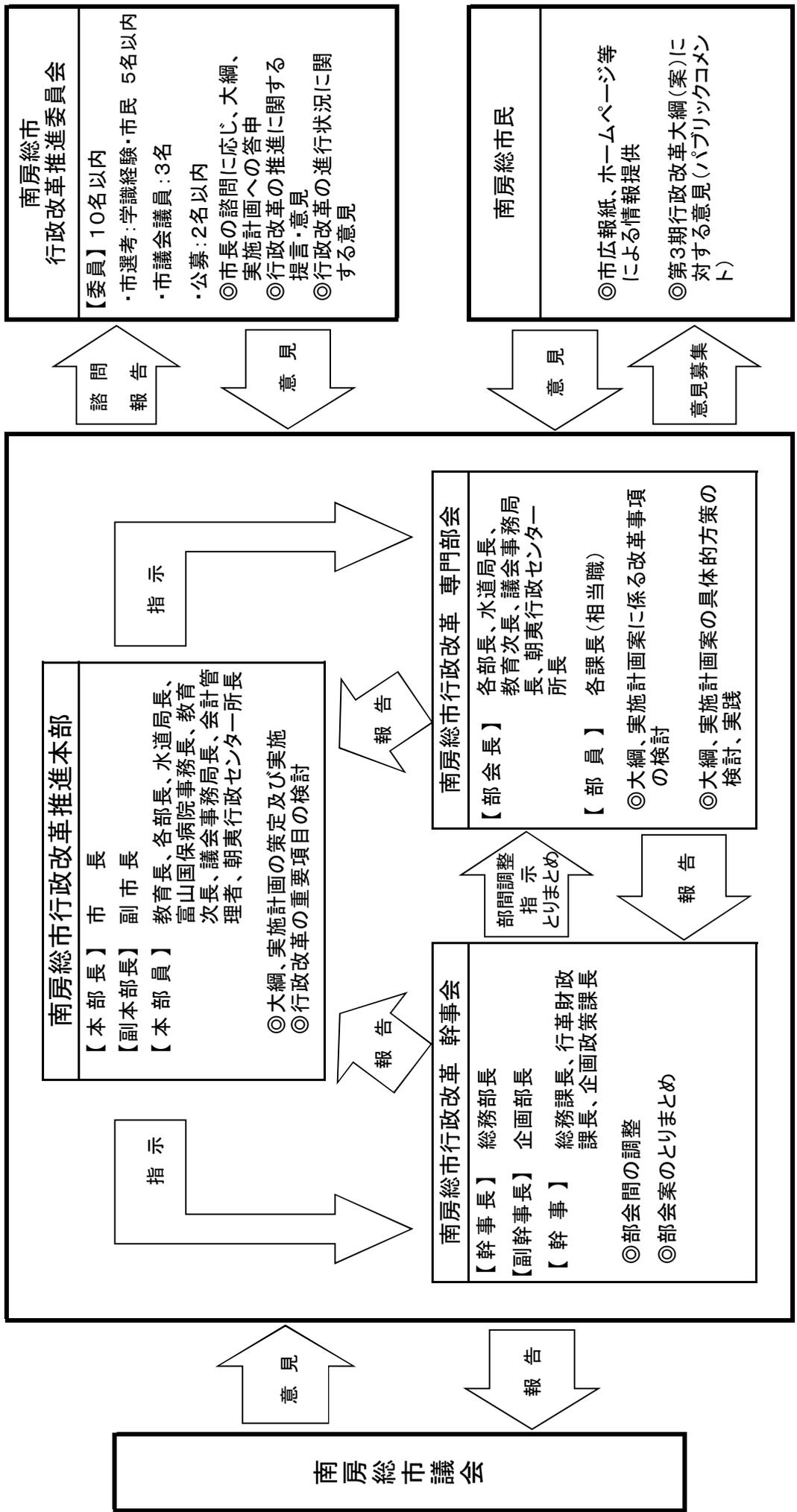
南房総市行政改革推進委員会は、専門的知識を有する学識経験者、市議会議員の代表及び市民の代表者等により構成し、市長の諮問に応じて、第3期南房総市行政改革推進計画について協議、検討して答申を行うとともに、市の行政機構や行政運営の見直し等の行政改革の推進に関する提言等を行います。

(3)公表による市民参加

行政改革推進の各過程において、ホームページや広報紙により、行政改革の取り組みを広く市民に公表します。

また、パブリックコメント制度の活用により、市民の意見を反映させていきます。

南房総市 行政改革推進体制



Ⅱ 行政改革の大綱

1 市民と行政の協働による開かれた行財政運営の推進

(1) 市民と行政の協働・男女共同参画に向けた環境づくり

地域の課題や市民ニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、地域の実情に応じた市民、企業、団体との協働を、積極的に推進します。

また、男女が対等な構成員として、自らの意思により地域で活躍できるよう、男女共同参画のための環境の整備を図ります。

① すべての市民が行政参加できる環境づくり

市民と行政がともに進める協働のまちづくりに向けて、行政のさまざまな施策に対して、企画立案、決定、実施、評価の各段階において、市民参加を推進するための方策等について検討します。

また、職員の意識改革や勤務体制の整備を進めるなど、市民、企業、団体との協働の実践に向けた取り組みを推進します。

② 男女共同参画社会の実現

男女が対等な構成員として、自らの意思により地域で活躍できるよう、行政のさまざまな面における参画環境の整備を図るため、男女共同参画を推進します。

また、男女双方の目線から見た、公正な行政施策推進のため、各種審議会・委員会等への女性の登用を進めます。

(2) 公正の確保と透明性の向上

地方分権による自己決定権の拡大に伴い、市民への説明責任を果たし、公正の確保と透明性の向上のための取り組みを推進します。

① 情報公開条例等の運用の適正化

情報公開条例や個人情報保護条例、行政手続条例等の適正な運用に努めます。

② 情報の共有と政策形成過程における市民参加の促進

行政が保有するさまざまな情報を、広報、新聞、インターネットなど市民の利用しやすい方法で、わかりやすく提供して、行政情報の共有化を推進します。

また、政策形成プロセスへの市民参加を推進するため、パブリックコメント制度の活用を含め、市民の市政に対する意見や提案の機会が確保できるルールづくりを推進します。

(3) 行政サービスの向上

市民が安全・安心に暮らせるための望ましい行政サービスの提供や、合併による諸課題の早期解消を進め、市民満足度の高い行政サービスを提供するとともに、誰もが気軽に利用できる環境づくりに努め、市民の利便性の向上を図ります。

① 行政サービス水準の向上

市民の問い合わせ等に対して、迅速かつ的確に対応できる体制整備と事務処理マニュアルの活用により、職員の異動等における行政サービスの低下防止を図ります。

また、市民満足度の向上に向けて、苦情処理の迅速化、再発防止が図られる体制作りを進めます。

② 窓口等の利便性の向上と施設サービスの向上

市民が気軽に申請や手続きなどが行えるよう、窓口業務等の受付時間や受付方法の見直しを行うとともに、朝夷行政センター、地域センター、施設の業務時間や窓口取扱い業務の見直しを進め、市民に身近な施設での窓口サービスを提供するよう努め、職員の接遇の向上を図ります。

③ 行政サービスの公平性の確保

行政サービスの内容を検討し、公平で公正なサービスを提供します。また、サービスの公共性や性格、性質などを検討し、受益者負担の適正化を図ります。

④ 市民と行政との役割の見直し

公共的サービスのあり方について、市民と企業、そして行政の役割分担を見直し、NPOやボランティア、民間企業など、サービス提供者の多元化を推進します。

今後も、行政が担うべきサービスと市民との協働によるサービスの重点化

を図ります。

2 時代に即応した組織機構の見直しと電子市役所の推進

(1) 行政ニーズに的確かつ迅速に対応する組織づくり

複雑多様化する市民ニーズや行政課題の解決への的確かつ迅速に対応する組織づくりを進めます。

① 組織機構の見直しと人員配置及び事務配分の見直し

合併に伴い本市が抱える組織機構の諸課題について、現状と経過を踏まえながら積極的に検討し、市民にわかりやすく、適切な行政サービスを提供できる組織づくりに努め、的確な人員配置と事務配分の見直しを進めます。

② 行政ニーズに迅速かつ柔軟に対応できる組織づくり

行政課題の解決や市民ニーズへの対応ができる体制を基本に、現行組織にとらわれない柔軟な組織づくりを進めます。

(2) 電子市役所の推進

行政区域の広域化に対応した効率的な行政運営と市民サービスの向上のため、電子市役所の推進を図ります。

① 情報ネットワークによるサービスの向上

身近な公共施設での市民サービスの提供のために、既存のネットワーク基盤の有効利用を図りつつ、インターネットを利用した情報提供の充実や各種申請・届出などの行政手続きができる環境の整備を進め、市民の利便性の向上を図ります。

② 情報のセキュリティ対策の推進

情報セキュリティポリシー等の適正な運用に努め、市民等の個人情報や行政運営上重要な情報などの漏洩防止等、情報のセキュリティ対策や個人情報保護対策を推進します。

3 民間委託の推進と事務事業の見直し

(1) 民間委託等の推進

行財政運営の効率化や市民サービスの向上の視点から、多量の業務を短期間に処理するものや高度の知識、技術等を要し人材確保が困難なもの、民間が行ったほうが効率的・効果的なもの等、民間委託等の実施が適当な事務事業については、行政責任の確保に留意しながら、民間委託や市民による業務参加など、アウトソーシングの取組みを推進します。

① 基本方針に基づく民間委託等の推進

地域の特性や市民ニーズを踏まえ、効率的・効果的な行政運営、雇用の拡大や経済の活性化等の視点から、市としての民間委託や市民による業務参加など、アウトソーシングに関する基本的な考え方や選定基準などの基本方針に基づき、事務事業全般にわたって見直しを図ります。

(2) コストを意識した事務事業の見直し

現行事務事業について、コストを意識した総合的な見直しを行い、経費縮減と合理化を推進します。

① 事務事業のコストの縮減・合理化

事務事業の再編整理、統廃合を進め、事務事業のコスト縮減の徹底に務めます。また、イベント等の見直しによる経費縮減・合理化について検討します。

(3) 公共施設等の見直しと適正管理

施設等の利用目的や地域バランス、地域の特性、市民ニーズ等を把握しながら、必要に応じて施設の統廃合を検討します。

また、施設の維持管理方法や余剰施設の有効利用を検討し、施設の有効活用を図ります。

① 公共施設の適正配置と効率的な運営

施設の役割・機能、地域のバランスや特殊性、市民ニーズ、利用状況等について多角的に検討し、類似施設の整理統合による適正規模・適正配置を進め、施設間の連携を強化するなど効率的な運営に努めます。

② 公共施設等の有効活用

施設管理のあり方や有効利用の方策等について検討し、利用率の低い施設や老朽化施設、余剰施設について、転用・民間貸与・処分等を含め、有効活用のための方策を検討します。

(4) 第三セクターの見直し

事業経営体制の整備と経営責任の明確化を図り、事業そのものの政策的必要性や手法の合理化等の見直しを進めます。

4 職員の定員管理と給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

新たな市民ニーズや多様化する行政課題、厳しい財政事情、さらには将来の組織を支える職員構造や組織機構のための職員配置の検討など、長期的な視点に立った定員管理の見直しを進めます。

① 定員適正化計画の策定

合併に伴う組織編成の見直しを継続的に行う中で、行財政運営の状況を踏まえた、事務事業の抜本的な見直しを計画的に実施し、組織の合理化、職員の適正配置に努めます。

また、定員管理の適正化を図るため、数値目標を設定した定員適正化計画を策定し、職員の抑制を推進します。

(2) 給与の適正化

職員の給与水準については、人事院勧告や国・県の動向を見極めながら、他市との均衡にも考慮し、給与制度の適正化を図ります。

① 給与制度・運用・水準の適正化

職員の給与については、業務の性格や内容を踏まえ、市民に理解されるよう、給与制度とその運用及び給与水準の適正化を推進します。

(3) 人材育成の推進

地方分権の進展、少子高齢化、情報化、国際化等の時代に対応でき、多様化する行政の円滑な推進をするため、職員の人事交流や研修等の充実を図り、専門知識や技能を持った職員の育成と確保を図ります。

① 職員研修の充実

政策形成能力、専門的な知識や技能などの職員の多様な能力の開発に向けて、総合的に資質を高めていくための職員研修の充実を図ります。

また、職員の自主的な研究・学習活動を支援することにより、市民ニーズを把握しながら自ら考え自ら行動する職員の育成を進めます。

② 職場環境の整備

職員の業務に対する取り組み意欲の高揚を図り、各種研修への参加がしやすい職場環境づくりに努め、併せて職員のメンタルヘルス対策を進めます。

③ 人事評価システムの活用

人材育成の視点から適切な職員研修等を推進するとともに、能力・実績を重視した公正かつ客観的な人事評価システムを活用し、職員の能力開発、意欲向上を図り、適正な人事管理の推進を図ります。

5 自主性・自立性の高い財政運営の確保

(1) 経費の節減・合理化等による財政の健全化

厳しい財政状況と今後の社会経済情勢の変化に対応するため、財政構造の改善、歳出の抑制を行い、財政健全化をより一層積極的に推進します。

また、税収入の確保、受益者負担の適正化等の財源の確保に努めるとともに、限られた財源の重点配分と支出の効率化を図り、健全な財政運営を進めます。

① 財政健全化のための計画の策定

財政状況を分析した上で、事務事業の見直しを行い、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化のための計画を策定し、財政構造の改善を進めます。

② 財政状況の公表

財政状況が総合的に把握できるような情報を市民に提供するため、歳入歳出の状況や各種の財政指標等の公表を行います。

③ 税収入の確保と受益者負担の適正化

税負担の公平性の観点から、地方税の徴収率の向上に取り組み、その他の収入等についても、受益者の負担の適正化や徴収率向上を図る等、自主財源の確保に努めます。

(2) 補助金等の整理合理化

行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等について検証し、補助金・負担金等の総合的な整理合理化を進めます。

① 補助金等の整理合理化

すべての補助金等について、効果と妥当性等について新たな視点で見直しを行い、補助金等の整理合理化を推進します。

また、補助事業の終期の設定など、市民に対する説明責任を果たしながら、補助金等の計画的な廃止・縮減を図ります。

(3) 公共工事の効果的な執行と公正・透明性の確保

市のまちづくりに必要な事業の重点化を図り、総合的に判断した効果的で、適正な公共工事の執行を進めるとともに、入札・契約の適正化を図り、公共工事の公正と透明性を確保します。

① 公共工事の効果的執行

公共工事については、地域の実情等を勘案しつつ、限られた財源の有効活用、安全性などの確保に努めるとともに事業の重点化を図り、効果的で適正な執行を進めます。

② 公共工事の公正・透明性の確保

公共工事の入札・契約行為に対する市民の信頼と透明性を確保するため、情報の公開はもとより、より一層の入札・契約行為の適正化を図ります。

(4) 公営企業の経営健全化

水道事業、病院事業の地方公営企業については、独立採算制の原則に立ち、市民サービスの維持・向上を図るため、定員管理の適正化をはじめ、民間委託等の推進、施設運営の見直しなど経営の健全化と経営改革を推進します。

① 定員管理の適正化

職務の性格や内容の特殊性に配慮しつつ、事務事業の見直しや組織体制の見直しを行い、非常勤職員の有効活用等内部努力による効率化を進めます。

② 民間委託等の推進

市民サービスの維持・向上を図り、経営の独立採算等の視点から、民間委託等に関する調査を実施し、事務事業の民間委託等を進めます。

③ 経営の健全化と経営状況の公表

計画性・透明性の高い公営企業の経営を図るため、経営計画の策定、業績評価に向けての検討を進めます。また、市民にわかりやすい経営状況の公表に努めます。

Ⅲ 第3期行政改革推進の重要施策

1 市民との協働

住んで良かったと思えるまち「南房総市」を実現するために、目的を共有し、市民同士または市民と行政が、対等な立場で、主体性と自発性をもって責任と役割を分担し、お互いの特性や能力を持ち寄って連携・協力して取り組みます。

(1) 市民との協働の推進

- ①すべての市民が行政参加できる環境づくり
- ②男女共同参画社会の実現

2 事務事業の見直し

本改革においては、徹底的な事務事業の見直しを図り、縮減される財源の中でも耐える行政システムを構築します。

(1) 新たな行政システムの構築

- ①新たな行政システムへの転換
- ②外部委託・民間活力の導入
- ③行政事務の電子化（OA化）
- ④委員会・審議会等の見直し

(2) 事務事業のコストの縮減・統合化

- ①経費の節減等
- ②健全な財政運営の確保
- ③補助金等の適正化
- ④業務の一元化

⑤公共的団体、出資法人の強化

⑥公営企業の経営健全化

3 公共施設の適正な配置等の推進

将来のまちづくりを考慮し、財政負担の軽減・平準化を図るため、公共施設等総合管理計画を策定し、すべての公共施設について総合的かつ計画的な管理を推進します。

(1) 公共施設等総合管理計画の策定及び管理運営体制の充実

①公共施設等の適正配置と効率的な運営

(2) 公共施設等の有効活用

①公共施設等の有効活用

4 組織機構の見直しと定員の適正化

合併による国の財政的支援が縮小していく中、身の丈に合った定員の管理を実施するとともに、限られた職員数を最大限有効に機能できる組織機構の見直しを行います。

(1) 組織機構の見直しと人員配置及び事務配分の見直し

①組織機構の見直し

②人員配置及び事務配分の見直し

(2) 定員適正化と給与水準の適正化

①定員の適正化

②給与水準の適正化

5 人材育成による職員の資質の向上

縮減していく人的財産の資質を向上させ、行政効率を高めます。

(1) 職員研修の充実

①職員研修の充実

(2) 人事評価制度の活用

①人事評価制度の活用

6 歳入の確保

徴収率の向上を図ることはもとより、自主財源の増収を図ることに努めます。

(1) 税収入等の確保と自主財源の増収対策

①税収入等の確保と受益者負担の適正化

②自主財源の増収対策

用語解説

協働

市民、市民活動団体、事業者等及び市が、対等な関係に立ち、責任を共有し、お互いに良きパートナーとして連携し、力を合わせてまちづくりに取り組むことです。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

パブリックコメント制度

市の重要な計画や条例などを定める過程において、立案段階で、その内容をホームページ等で市民に公表して意見を募り、市民からの意見を反映させ、最終的な計画等を策定していく制度のことです。また提出された意見に対する回答も公表していきます。

NPO

NPOは、“Non Profit Organization”の略で、「民間非営利組織」と訳され、社会的な使命の達成を目的とした民間の非営利組織を指します。また、法人格の有無や法人格の種類（特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、協同組合など）を問わず、広く、民間の立場で、公共的なサービスの提供や社会的課題を解決するために活動する非営利の団体を指す場合もあります。

情報セキュリティポリシー

ネットワークや組織内のセキュリティに関する基本的な方針や行動指針のことです。ネットワークの利用法や、想定される脅威（天災等による回線断や不正侵入等）に対し、ハードウェアの設置やソフトウェアの設定など必要な対処を行い、ネットワーク環境を構成する個々の要素を適切に維持、運用していくために策定します。

アウトソーシング

一般的には、業務の外部委託のことです。ここでは、民間委託だけでなく市民による業務参加も含みます。広い意味では、民間事業者等、外部の機能や資源を活用することを指すこともあります。

メンタルヘルス対策

メンタルとは「心の・精神の」、ヘルスは、「健康・保健」という意味で、一般的には「心の健康」と訳されています。身体はもとより心の問題を含めて健全であるために、心の病に陥った人の早期発見、及び治療と再発の防止対策を行うことです。

人事評価システム

職員の意欲や能力の向上による人材育成を目的に、職員一人ひとりの職務遂行能力や仕事の成果等を一定の基準と手続きに基づいて、公正・公平に評価する仕組みの事です。

第3期南房総市行政改革推進計画(素案)

IV	実	施	計	画
----	---	---	---	---

目 次

1 市民との協働		
(1) 市民との協働の推進	・・・	1
① すべての市民が行政参加できる環境づくり	・・・	1
② 男女共同参画社会の実現	・・・	2
2 事務事業の見直し		
(1) 新たな行政システムの構築	・・・	3
① 新たな行政システムへの転換	・・・	3
② 外部委託・民間活力の導入	・・・	5
③ 行政事務の電子化	・・・	6
④ 委員会・審議会等の見直し	・・・	7
(2) 事務事業のコストの縮減・統合化	・・・	8
① 経費の節減等	・・・	8
② 健全な財政運営の確保	・・・	12
③ 補助金等の適正化	・・・	13
④ 業務の一元化	・・・	13
⑤ 公共的団体、出資法人の強化	・・・	15
⑥ 公営企業の経営健全化	・・・	15
3 公共施設の適正な配置等の推進		
(1) 公共施設等総合管理計画の策定及び管理運営体制の充実	・・・	17
① 公共施設等の適正配置と効率的な運営	・・・	17
(2) 公共施設等の有効活用	・・・	20
① 公共施設等の有効活用	・・・	20
4 組織機構の見直しと定員の適正化		
(1) 組織機構の見直しと人員配置及び事務配分の見直し	・・・	21
① 組織機構の見直し	・・・	21
② 人員配置及び事務配分の見直し	・・・	21
(2) 定員適正化と給与水準の適正化	・・・	22
① 定員の適正化	・・・	22
② 給与水準の適正化	・・・	22
5 人材育成による職員の資質の向上		
(1) 職員研修の充実	・・・	23
① 職員研修の充実	・・・	23
(2) 人事評価制度の活用	・・・	24
① 人事評価制度の活用	・・・	24
6 歳入の確保		
(1) 税収入等の確保と自主財源の増収対策	・・・	25
① 税収入等の確保と受益者負担の適正化	・・・	25
② 自主財源の増収対策	・・・	26

1 市民との協働

(1) 市民との協働の推進

① すべての市民が行政参加できる環境づくり

番号	実施項目	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
			事業内容	27年度	28年度	29年度	
1	住民主体の協働のまちづくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の連携・協力体制の確立 ・既存団体（地域づくり協議会・行政区・行政補完組織・市民活動団体・企業等）との連携・協力体制を確立し、様々な主体が様々な立場で役割と責任を分担しながら、共に地域を支えていく仕組みづくり、組織づくりを構築させる。 ・地域づくり活動拠点の整備 ・健康、福祉、防災、産業振興、子育て等様々な分野を多角的かつ総合的に支援し既存団体の枠を超えた事業に繋げるため、活動中心、情報発信、相談窓口、対話と交流の場としての拠点整備を推進する。 	<p>地域づくり協議会の活動支援と組織強化</p> <p>既存施設を活用した活動拠点整備</p>	実施	⇒	⇒	企画部 市民協働課
2	市民活動団体との持続可能な協働のまちづくり推進	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な地域の課題解決に向けた地域づくり活動は、その活動のほとんどが個々で行われることが主であり、活動の内容や人材も固定化していることなど連携・協力意識が希薄化している状況を改善していくため、様々な主体（市民・活動団体等）が連携意識を高め、それぞれの役割を認識し、協力して課題を解決していく仕組みづくりを構築して行く必要があるため、対話と交流を通して協働意識を高める施策を実施する。 ・地域づくりを継続・持続的に進めていくためには、新たな人材の発掘と育成は急務であり、高齢化が進む中、次世代を担う若者の積極的な活動への参加を促すとともに、新たな視点・目線（女性・子ども等）での事業を展開して、幅広い世代で性別に拘らない地域づくりが実践できる施策を実施する。 	<p>市民活動応援事業の推進</p> <p>対話と交流の場の提供と新たな人材の発掘・育成</p>	実施	⇒	⇒	企画部 市民協働課

番号	実施項目	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
			事業内容	27年度	28年度	29年度	
3	自主防災組織の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 各地区の行政連絡員会議等において、自主防災組織の体制強化や自主防災組織補助金の活用を推進し、地域防災の意識向上を図る。 	自主防災組織の拡充	実施	⇒	見直し	市民生活部 消防防災課
4	道路維持管理方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 「市民との協働」の推進により、地域で対応可能な、市道敷の草刈、側溝清掃、側溝蓋据付、常温合材等による簡易な舗装補修や、コンクリート舗装の打替えを地元施工で実施する。 今後は施工方法の選定にあたり現場調査の際、安価で済む工法を検討し、その現場に見合った施工方法で道路維持経費の削減を図る。 引き続き市道の草刈や、簡易的な補修など地域でできることは、地域で対応するなど、市民との協働の推進を図り道路維持経費の削減を図る。 	道路補修の施工方法の見直し 市道草刈の施工方法の見直し	実施 実施	⇒ ⇒	⇒ ⇒	建設環境部 建設課

22 1 市民との協働

(1) 市民との協働の推進

② 男女共同参画社会の実現

番号	実施項目	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
			事業内容	27年度	28年度	29年度	
1	男女共同参画社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の推進を図るためには、政策・方針決定の場に男女が共に参画する機会を増やす必要があるため、審議会などにおける女性委員の登用割合を30%以上とするように努める。 男女共同参画推進のため、広報などを通じて市民・事業所等へ男女共同意識の啓発や推進計画の周知を積極的に行う。 	審議会等の女性委員割合を30%以上 男女共同参画の広報・啓発の実施	実施 実施	⇒ ⇒	⇒ ⇒	企画部 市民協働課

2 事務事業の見直し

(1) 新たな行政システムの構築

① 新たな行政システムへの転換

番号	実施項目	実施概要	概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
				事業内容	27年度	28年度	29年度	
1	公共交通の連携、体系の見直し	<p>・将来的に見込まれる人口減少や財政負担などの当市を取り巻く情勢を視野に入れると既存の体制の維持が困難であることから、引き続き路線の見直しや廃止など、交通体系の再編を図らなければならない。</p> <p>しかしながら、現時点では交通にかかる全体計画が整備されていないことから、これまでの協議会での取り組みを踏まえ、まちづくりと連携した持続可能な交通体系の形成に向け、地域公共交通活性化計画策定にかかる調査を行い、南房総市地域公共交通活性化協議会等において全体計画を策定したうえで路線の再編を進める。</p>	<p>地域公共交通網形成計画の策定</p> <p>路線の再編</p>	実施	⇒	⇒	企画部 企画政策課	
2	戸籍事務専門職員の育成	<p>・戸籍専門職員として位置づけ、研修等により知識を習得し、専門性をもった職員を育成する。</p>	<p>専門職員の位置づけ</p> <p>各種研修等への参加</p>	検討 実施	⇒	⇒	市民生活部 市民課	

番号	実施項目	実施概要	実施年度 (目標年度)				主となる所管課
			事業内容	27年度	28年度	29年度	
3	固定資産現況調査のための(デジタル航空写真撮影)業務委託の合同発注	<p>・3年に一度、固定資産現況調査(デジタル航空写真撮影)業務委託を、南房総市と館山市で合同発注する。</p> <p>南房総市全域 230.22Km² 単独金額 14,526,000円 館山市 110.21Km² 単独金額 7,592,400円 合同面積 340.43Km² 合同撮影した金額 18,144,000円 合同按分 12,333,600円(南房総市) 合同按分 5,799,600円(館山市) 端数調整 (10,800円) ※合同発注により、2,192千円削減できる。</p>	デジタル航空写真撮影業務委託の合同発注	検討	⇒	実施	市民生活部 税務課
4	学童保育所運営のあり方検討	<p>・平成28年度に小学校の再編が予定されている丸山地区の学童保育所について、今後の学童保育所のあり方について、検討を行うと共に関係団体と協議し、必要に応じ学童保育所の再編や運営の見直しを行う。</p> <p>・学童保育所のない白浜小学校区において、関係団体等と協議を重ね、設置に向けての検討を行う。</p> <p>・上記の課題を踏まえ、市内の学童保育所について、公設民営(業務委託・指定管理)又は民設民営等の運営の一本化を検討する。</p>	丸山・和田地区学童保育所のあり方 白浜地区学童保育所のあり方 関係団体等との協議 市内学童保育所運営の一本化	検討 検討 実施 検討	見直し 見直し ⇒ ⇒	実施 実施	教育委員会 子ども教育課

2 事務事業の見直し

(1) 新たな行政システムの構築

② 外部委託・民間活力の導入

番号	実施項目	実施概要	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
				事業内容	27年度	28年度	29年度	
1	民間委託等の検証	<p>・現在行っている事務事業について、「行政や正規職員でなければいけないもの、民間委託等の実施が適当なもの等」を検証し、行政責任の確保に留意しながら、経費の削減になるかを見極め、アウトソーシングを実施する。</p>	アウトソーシングの検証	検討 実施	⇒	⇒	総務部 行革財政課	
2	公共施設の管理運営方法の見直し	<p>・指定管理者制度未導入の施設について、管理のあり方や費用対効果を検討し、指定管理者制度の活用が適正な施設については導入を推進するとともに、今後も引き続き、効率的・効果的な管理を行い、経費の削減とサービスの向上を図る。</p> <p>・また、指定管理者制度導入について、職員の理解・認識を深めるとともに、より良い制度の運営について調査研究を推進する。</p>	指定管理者制度の導入・検討	検討 実施 見直し	⇒	⇒	総務部 行革財政課	

2 事務事業の見直し

(1) 新たな行政システムの構築

③ 行政事務の電子化

番号	実施項目	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
			事業内容	27年度	28年度	29年度	
1	農地基本台帳の法定化に伴う、データの活用と更新経費の削減	<p>現在、市民生活部で保管している住基データと資産税データを取得し、そのデータを農家台帳にとり込みデータ更新をかけるシステムを構築していく。不可能な場合は、可能な限り経費をかけず更新できるような体制作りを検討する。</p> <p>・農家台帳の法定化に伴いGISに当該データを反映させ、地図上で農地の情報を確認できるようにし他部署において情報の共有化や事務の効率化を図る。</p>	農家台帳データ更新	実施	⇒	⇒	農業委員会

2 事務事業の見直し

(1) 新たな行政システムの構築

④ 委員会・審議会等の見直し

番号	実施項目	実施概要	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
				事業内容	27年度	28年度	29年度	
1	非常備消防の運営の見直し	<p>・消防団の定数及び分団の統合については長期的に行う必要はあるが、消防団員数の減少が進む中、新たな取り組みとして機能別消防団員制度を取り入れるべく、消防団組織検討委員会等で検討を進める。</p>	機能別消防団員制度の取り入れ	検討	⇒	実施	市民生活部 消防防災課	
2	常備消防との連携	<p>・平成21年度に策定された将来の安房郡市消防本部の機能を示した基本構想及び推進計画や、平成22年に消防本部で作成された「市町村消防施設整備計画実態調査」に基づき、常備消防の消防力検討委員会において常備消防と消防団の連携について、消防団組織のあり方について検討する。</p>	広域消防との連携	実施	⇒	⇒	市民生活部 消防防災課	

2 事務事業の見直し

(2) 事務事業のコストの縮減・統合化

① 経費の節減等

番号	実施項目	実施概要	実 施 要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
				事業内容	27年度	28年度	29年度	
1	公用自動車の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> 公用自動車の適正配置を検討し、配置計画に定める台数へ調整する。また、公用自動車の更新は、低排出・低燃費の低公害車や軽自動車を選択し、維持管理経費の削減を図る。 経費削減の観点から、共用車制度の実施を検討し、公用自動車の有効活用を図る。 	公用自動車の適正配置 共用車制度の実施 低燃費車等の導入	検討実施 検討実施 検討実施	⇒ ⇒ ⇒	見直し 見直し ⇒	総務部 行革財政課	
2	市バスの管理運営	市バスの使用見直しとして、有料道路代と駐車場代の自己負担を実施し運行経費の削減を図る。	市バスの適正管理	検討実施	⇒	見直し	総務部 行革財政課	
3	省電力化等の推進	庁舎をはじめとする施設の照明器具にLED等の省電力製品の導入を費用対効果に留意しながら、新たな施設整備事業において推進する。	LED化の推進	検討実施	⇒	見直し	総務部 行革財政課	

番号	実施項目	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
			事業内容	27年度	28年度	29年度	
4	重度心身障害者（児）医療費等助成事業における現物給付方式への移行	<p>・ 助成方法を償還払い方式から現物給付方式（受給券）にす る。 平成27年度 現物給付移行の準備、8月からの実施を目指す。 平成28年度 現物給付方式の実施 平成29年度 同上</p>	現物給付化への移行 臨時職員の廃止	検討 実施 実施	⇒ ⇒	保健福祉部 社会福祉課	
5	生活困窮者自立支援事業の実施	<p>・ 平成27年度から生活困窮者自立支援事業を実施する。 生活困窮者への相談業務の強化、就労支援、住宅確保、家計 管理を重点的事業として行う。 平成27年度：委託事業者を選定のうえ、業務委託契約を締結 し、事業を開始する。就労支援のため、企業等に中間的就労 （慣らし就労的）への理解を得る取り組みを行う。 平成28年度：同上 平成29年度：同上</p>	生活困窮者自立支援事 業	実施	⇒	保健福祉部 社会福祉課	
6	生活習慣病予防健診の見直し	<p>・ 40歳以上の国民健康保険加入者を対象にしている特定健診の 前段階として20歳から39歳までの国民健康保険加入者の希望者 が生活習慣病予防健診として実施できるようにし、国保会計で 実施する。</p>	生活習慣病予防健診の 見直し	検討	⇒	保健福祉部 健康支援課 市民生活部 保険年金課	

番号	実施項目	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
			事業内容	27年度	28年度	29年度	
7	友好姉妹都市イベント交流事業の検証	<ul style="list-style-type: none"> 全国ハブサミット連絡協議会の脱会 友好都市との交流は、交流事業を通じて構築してきた経緯経過がある。今後も市民ツアーや各種団体の相互訪問、文化・経済交流など、さまざまな分野で市民間の相互交流を一層推進する。 	親善交流スタッフの募集 イベント交流等の実施	実施 実施	⇒ ⇒	⇒ ⇒	商工観光部 商工課
8	消費者行政活性化事業による消費者相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> 有利な補助事業により、効果的な啓発活動を実施する。 相談員が出向き小規模な講習会の積極的な参加を促進する。 千葉県弁護士協会との連携を実施する。 	消費者相談の充実	実施	⇒	⇒	商工観光部 商工課
9	海水浴場の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 海岸整地、各種設備配置と設置委託業務などについて、内容を精査し経費節減を図る。 	遊泳区域の縮小	検討	実施	見直し	商工観光部 観光プロモーション課
10	観光トイレ管理事業	<ul style="list-style-type: none"> 清掃頻度等を見直し、経費節減を図る。 施設の廃止、一時的閉鎖や清掃管理の地元移管などを関係者と協議する。 	清掃頻度等の見直し 施設廃止協議	検討 実施	実施 ⇒	見直し ⇒	商工観光部 観光プロモーション課

番号	実施項目	実施概要	要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
				事業内容	27年度	28年度	29年度	
11	公園・遊歩道管理事業	・観光客が訪れることの少ない公園などについては、利用実態に合わせて、委託業務を見直し、経費節減を推進していく。		委託業務内容の見直し	実施	⇒	⇒	商工観光部 観光プロモーション課
12	観光施設管理事業	・利用形態を調査し、状況に合わせた修繕・改修を行うとともに、危険な物件や改修の難しい施設については整理廃止する。		施設の整理統合	実施	⇒	⇒	商工観光部 観光プロモーション課
13	道の駅管理の見直し	・指定管理料は、平成27年度まで段階的に削減を行う。 ・平成28年度以降は、経費等を精査するとともに、経営向上の支援を行い、適正な指定管理を進め、将来的には経営状況を良くした上で見直しの検討を行う。		指定管理の見直し 道の駅機能や経営向上の支援	実施 実施	検討 ⇒	⇒ ⇒	商工観光部 観光プロモーション課
14	防犯灯・道路照明の管理の見直し	・防犯灯・道路照明の設置の必要性を精査し、設置位置を調整する。 ・管理台帳の整理を実施している。 ・H26年度実施している防犯灯とデザイン灯のLED化事業の状況・効果を参考に、今後道路照明のLED化について検討する。		設置位置の整理調整 防犯灯・道路照明灯のLED化	実施 検討 実施	⇒ ⇒	⇒ ⇒	市民生活部 消防防災課 建設環境部 管理課

番号	実施項目	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
			事業内容	27年度	28年度	29年度	
15	日常業務の改善を恒常的に実施。	<p>・日常業務についての全庁的な点検と改善を、各職場の自主的な運動と合わせて実施し、経費の削減と効率的な事務執行を図る。</p>	日常業務の見直し	実施	⇒	⇒	全庁

2 事務事業の見直し

(2) 事務事業のコストの縮減・統合化

② 健全な財政運営の確保

番号	実施項目	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
			事業内容	27年度	28年度	29年度	
1	市債の見直し	<p>①臨時財政対策債は、起債しなくとも後年交付税措置される制度であり、現状では、一般財源不足は発生しておらず、起債し運用利息と基金積立てを図っている方が有利であり、臨時財政対策債の起債発行をやめる方針とする。②臨時財政対策債の起債発行をやめることにより、大幅な起債抑制は図られることから、起債発行を控えていた、事務費分に対する起債及び合併支援助事業資金として無利子で借り入れることができると千葉市町村振興資金を合併特例債の起債事業で、積極的に借り入れる方針に改める。③起債償還に対する利子支払額の減額を図るため、平成25年度から実施している元金償還の据え置き期間の廃止と銀行引受債における元金均等償還方式を継続するとともに競争入札による借り入れを継続する。</p>	市債の見直し	実施	⇒	⇒	総務部 行革財政課

2 事務事業の見直し

(2) 事務事業のコストの縮減・統合化

③ 補助金等の適正化

番号	実施項目	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
			事業内容	27年度	28年度	29年度	
1	補助金等の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業自体の見直しを根本的に実施し、補助金の見直し基準の適正な運用を行う。 補助金等交付団体の自立に向け、指導や支援を行い育成する。 	見直し基準の適正な運用	実施	⇒	⇒	全庁

2 事務事業の見直し

(2) 事務事業のコストの縮減・統合化

④ 業務の一元化

番号	実施項目	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
			事業内容	27年度	28年度	29年度	
1	情報ネットワークシステムの統合	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークの仮想化分離技術の進展や今後のLGWAN（総行政ネットワーク）の活用などを考慮して、ネットワークの統合を検討する。 基幹系・総合福祉システムと内部情報システムのネットワーク回線の統合検討及び実施による、役員費及び備品購入費を削減する。 情報機器（サーバー、端末PC及びプリンタ）の台数及び配置見直しによる、需用費及び備品購入費を削減する。 	基幹系、総合福祉系统及び内部情報系ネットワーク回線の統合 情報機器の台数及び配置見直し	検討	⇒	実施	企画部 情報推進課

番号	実施項目	実施概要	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
				事業内容	27年度	28年度	29年度	
2	国民健康保険事業の保険者の都道府県へ移行による国保特別会計繰出金（平成30年度）の削減	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に国民健康保険事業の保険者が都道府県に移行する予定である。これにより、想定される財政的削減は、一般会計繰出金中基盤安定繰出金の保険者支援分（182,897千円）、出産育児一時均等繰出金（12,040千円）、財政安定化支援事業繰出金（37,524千円）である。 また、国保担当職員については、3名程度の削減が可能と思われる。 	国通国会における国保法改正及び法令整備 都道府県における保険者機能構築 市町村及び都道府県の調整 市町村及び都道府県最終準備	実施 検討 検討	⇒ ⇒ 検討	⇒ 実施 実施 実施	市民生活部 保険年金課	
3	保険者移行に伴う社会保険・社会福祉の広域連合への検討	<ul style="list-style-type: none"> 保険年金課については、国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金を事務分掌としているが、国保の保険者移行に伴って職員数が削減となり、一課としての効率・自立性が損なわれことが懸念される。これに伴い、現状の事務や将来の在り方を見据えて、更なる保健事業の充実が求められている点及び医療と介護の連携のための包括支援体制の拡充実施が必須であることから、国保・後期と保健・介護の一体的な事務の遂行が望まれる。 他方、これらの事務は、南房総市の特色に伴う性質より安房地域全体としての同一的な資源（人・もの・金）の活用がより効率的であるので、安房郡市が協調し合いそれぞれの自治体の社会保険・社会福祉の充実がより効果的であり、社会保険・福祉の広域連合（郡市一部事務組合）での実施について検討が求められる。 	安房郡市の共同事務体制	検討	⇒	移動準備	市民生活部 保険年金課	

2 事務事業の見直し

(2) 事務事業のコストの縮減・統合化

⑤ 公共的団体、出資法人の強化

番号	実施項目	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
			事業内容	27年度	28年度	29年度	
1	第三セクターの地域波及効果向上のための指導・助言	<p>実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今の規模で各三セクの課題をそれぞれ改善しながら、経営を安定させ波及効果を高めることが良策と考える。 ・再編については、各三セクの運営の指導や支援を実施し、経営と波及効果の状況を見ながら、必要に応じて検討を行う。 	第三セクターへの指導・助言	実施	⇒	⇒	商工観光部 観光プロモーション課

35 2 事務事業の見直し

(2) 事務事業のコストの縮減・統合化

⑥ 公営企業の経営健全化

番号	実施項目	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
			事業内容	27年度	28年度	29年度	
1	病院事業のコスト削減	<p>実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療材料共同交渉による材料購入は、協会に加盟している病院の経営安定を目的としており、収入は診療報酬で決まった金額であり、診療材料費の削減によって病院経営の安定が図られる。 	診療材料の共同交渉による購入	実施	⇒	⇒	富山国保病院

番号	実施項目	実施概要	要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
				事業内容	27年度	28年度	29年度	
2	医業収益の増収対策	<ul style="list-style-type: none"> 他の医療機関との連携強化対策。病院経営の中で最も重要であると思われ、入院ベッドの利用状況であると考える。平成25年度末の病床利用率は、61.5%であり、適正な病床利用率は70%以上とされていることから利用率向上のため、他の医療機関等との更なる連携強化を図り、患者様の紹介や幹旋により経営の安定に努める。 ホームページによる病院の紹介。病院を広く紹介することで、増患対策に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の医療機関との連携強化 	実施	⇒	⇒	富山国保病院	
3	重要拠点施設への安定供給の確保及び経営の効率化	<ul style="list-style-type: none"> 石綿セメント管の布設替えを実施する。 (1) 整備期間 平成26年度～平成33年度 8か年 (2) 配水管布設替延長 1=8,653m (3) 総事業費 876,000千円 	配水管布設替	実施	⇒	⇒	水道局	
4	浄水場施設整備及び管理の一元化	<ul style="list-style-type: none"> 市内3浄水場の排水処理施設の整備を行う。 白浜浄水場については、排水の前処理施設を設置し、処理後小向浄水場へ搬送し後処理を行う。 富山浄水場については、同じく前処理施設を設置し、可能であれば後処理（天日乾燥）も実施したい。 小向浄水場については、老朽化した施設の更新を行う。ただし、利用可能な施設は、既設を再利用することとする。 3浄水場に活性炭注入設備を設置及び整備する。・富山浄水場及び小向系の次亜塩素素注入設備を整備する。・富山浄水場薬品槽が屋外のため、建屋を設置する。・富山浄水場及び小向浄水場の水質計装設備増設及び更新する。・3浄水場の受電設備更新する。・小向ダムゲートを2カ年で補修する。・白浜浄水場急速ろ過機更新する。 	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場排水処理施設整備工事 PAC、次亜、苛性、活性炭注入設備工事 水質計装設備更新工事 3浄水場受電設備更新工事 ダムゲート補修工事 	実施 実施 実施 実施 実施	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	水道局		

3 公共施設の適正な配置等の推進

(1) 公共施設等総合管理計画の策定及び管理運営体制の充実

① 公共施設等の適正配置と効率的な運営

番号	実施項目	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
			事業内容	27年度	28年度	29年度	
1	公共施設等総合管理計画の策定及び進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況、総人口や年代別人口についての今後の見通し、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれららの経費に充当可能な財源等の見込み等を客観的に把握・分析する。 ・将来的なまちづくりの視点から検討を行い、市として更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を公共施設等総合管理計画として策定する。 ・計画策定後は、計画に基づく進捗状況を把握し、適正な管理を行う。 	公共施設等総合管理計画の策定 進捗管理及び見直し	実施 ⇒	⇒ ⇒	総務部 行革財政課	
2	千倉社会福祉センター運用形態に合わせた施設管理の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課を通じて関係者と協議のうえ、現状に合わせた施設管理を図る。 	実際の運用形態に合わせた施設管理	検討 ⇒	⇒	保健福祉部 社会福祉課	

番号	実施項目	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
			事業内容	27年度	28年度	29年度	
3	農業関係施設の再編 (富山農産物加工施設、丸山農業者センター) ター	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との協議を進め、施設再編に向けた合意形成を図る。 	施設再編 代替施設機能強化	検討 実施	実施	⇒	農林水産部 農林水産課
4	市営住宅の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化と安全性の確保から、地域住宅計画等による計画的な住宅環境の整備を図る。 ・富浦富山地区における必要戸数の建替えを実施する。当該必要戸数は入居者への意向調査により把握するものとし、土地建物の払下げを希望する入居者に対しては、積極的に払下げを実施する。 ・なお、老朽化が著しい住宅について、入居者の退去後に取壊しを実施する。 	地域住宅計画による計画的な整備の実施 住宅及び用地の払下げ 白渚団地解体 千田黒潮団地共用部分 改修 経常的修繕料の減(30年度～)	実施 実施 実施	⇒ ⇒	⇒ ⇒ 実施	建設環境部 管理課
5	雑排水処理施設維持 管理事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・雑排水処理施設のうち久枝施設については、解体を実施する。 ・関係機関との調整の進捗次第により、豊年川施設の解体事業も併せて進めていく。 ・岡本川及び白浜の施設については、関係機関との協議調整を進めていく。 	久枝・豊年川雑排水処理施設解体設計 久枝・豊年川雑排水処理施設解体工事 岡本川・白浜雑排水処理施設廃止協議	実施 実施	実施	⇒ ⇒	建設環境部 環境保全課

番号	実施項目	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
			事業内容	27年度	28年度	29年度	
6	学校等再編の推進	<p>丸山地区及び和田地区の学校再編検討委員会を合同で行い、再編方針を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉園・閉校施設（七浦幼・小、忽戸幼・小）の利活用方法について、公募によりアイデアを募集し、地域住民の意向を考慮しながら検討している。 <p>【目標数値】 H28年度・・・幼稚園8園、小学校8校、中学校6校 H31年度・・・幼稚園6園、小学校6校、中学校6校＜参考＞</p>	丸山地区の2幼・2小の再編 丸山地区及び和田地区の4幼・4小の再編 閉園・閉校施設の利活用	検討 検討 検討	実施 ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	教育委員会 学校再編推進課
7	白浜フローラルホール利活用の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・白浜フローラルホールに関しては、年間維持費が管理委託費だけで約1,000万円以上必要とされ、施設利用料は100万円に満たない現状である。 ・施設の老朽化や今後の経費削減の観点から、白浜フローラルホール及び白浜保健福祉センターはまよう活用について、広くその手法を全国的に公募する。 ・効果的な利活用が図られれば、解体を行う。 	活用事業者による施設運営 施設取壊し概略設計 施設取壊し実施設計監理 施設取壊し工事	実施 実施	⇒ 実施 実施	⇒	教育委員会 生涯学習課
8	公民館施設再編に伴う管理運営体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の職員（非常勤職員含む）の所掌事務及び管理運営体制の見直しを関係部署と協議する。 ・地域の学習ニーズにあった生涯学習事業を推進する。 ・課の横断的事業展開により、事業の集約や非常勤職員の削減などにつなげる。 	施設管理運営体制の見直し 協働事業の構築	検討 検討	実施 ⇒	⇒ 実施	教育委員会 生涯学習課

3 公共施設の適正な配置等の推進

(2) 公共施設等の有効活用

① 公共施設等の有効活用

番号	実施項目	実施概要	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
				事業内容	27年度	28年度	29年度	
1	公有財産の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・遊休財産について現状を把握し、財源確保のための積極的な貸付や売却を実施する。 ・長尾幼・小の利活用方法について、公募によりアイデアを募集し貸付や売却の検討を実施している。 	遊休財産の調査 遊休財産の貸付 遊休財産の売却	⇒	⇒	⇒	総務部 行革財政課	
2	学校再編に伴う跡地を利用した文化財資料の集約	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の文化財資料を、（仮称）南房総市郷土資料館（兼文化財センター）に一括集約し、文化財を活用した伝承・保存の場や学びや交流の場として機能させる。 ・市内の文化財資料を保存・展示できる施設に一括集約する。 ・老朽化が進んでいる富山民俗資料館及び白浜民俗資料館については、撤去を検討する。 	資料データ分類、展示用資料選択・移動 資料館の改修にかかる設計及び改修 条例改正（廃止・設置及び管理） 資料館職員・ボランティアへの指導・育成 富山及び白浜民俗資料館の取壊し	⇒	⇒	⇒	教育委員会 生涯学習課	

4 組織機構の見直しと定員の適正化

(1) 組織機構の見直しと人員配置及び事務配分の見直し

① 組織機構の見直し

番号	実施項目	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
			事業内容	27年度	28年度	29年度	
1	組織機構の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点で支所・出張所のあり方を検討するとともに、本庁業務の見直しを適宜図り、適正な行政機構改革を実施する。 ・部や課の統廃合等により、組織をスリム化する。 	本庁機構の見直し 支所・出張所体制の検討	検討 実施 見直し	⇒	⇒	総務部 総務課

4-1 組織機構の見直しと定員の適正化

(1) 組織機構の見直しと人員配置及び事務配分の見直し

② 人員配置及び事務配分の見直し

番号	実施項目	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
			事業内容	27年度	28年度	29年度	
1	人員配置及び事務配分の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・定員適正化に取り組み中、本庁業務の見直しにより、機能的な人員配置や事務分掌の見直しを実施する。 	人員配置の見直し 事務配分の見直し	検討 実施 見直し	⇒	⇒	総務部 総務課

4 組織機構の見直しと定員の適正化

(2) 定員適正化と給与水準の適正化

① 定員の適正化

番号	実施項目	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
			事業内容	27年度	28年度	29年度	
1	定員適正化計画の策定と定員適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的な視点から第3期定員適正化計画を策定し、適正定員への転換を図るため、退職者に対する新規採用の抑制を行う。 ・退職勧奨制度を活用した職員数の削減を行う。 <p>【計画目標】 平成30年4月1日の職員数を513人とする。 ※平成26年4月1日の職員数540人を基準に、27人（△5.0%）を削減する。</p>	実施	見直し	⇒	⇒	総務部 総務課

4.2 組織機構の見直しと定員の適正化

(2) 定員適正化と給与水準の適正化

② 給与水準の適正化

番号	実施項目	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課	
			事業内容	27年度	28年度	29年度		
1	職員給与の適正化	<p>今後も人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告及びその実施状況を勘案し、国及び千葉県に準ずる方向で給与の適正化を図っていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な給与制度の見直し ・各種手当の見直し ・勤務実績の給与への反映 ・給与支給状況の公表 	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総務部 総務課

5 人材育成による職員の資質の向上

(1) 職員研修の充実

① 職員研修の充実

番号	実施項目	実施概要	実施年度（目標年度）					主となる所管課
			事業内容	27年度	28年度	29年度		
1	職員研修の充実	<p>・引き続き、今までのあり方を維持していくものとするが、マシネリ化に配慮するとともに、研修に参加しやすい職場環境づくりを行い、研修に参加できる機会をより多く創出していく。</p> <p>・今後は、外部講師による職員全体への研修を実施すること、職員の資質向上をさらに図る。</p>	<p>国・県・他市・民間への派遣</p> <p>研修機関での研修</p> <p>自ら考え自ら行う研修会</p> <p>新規採用職員に係る人材育成研修</p> <p>外部講師による研修会</p>	⇒	⇒	⇒	⇒	総務部 総務課
2	病院の職員研修の充実	<p>・院内における各種研修の実施。 患者様の満足度向上のために、感染対策、医療安全、薬事、給食等に関する対策会議を毎月開催し、院内における各種対策を充実することで患者様の満足度の向上を図る。</p> <p>・外部団体等の各種研修会参加。 千葉県内の団体や安房医師会などの各種研修会に参加し、技術の向上に努める。</p>	<p>院内研修の実施</p> <p>外部団体等の各種研修会参加</p>	⇒	⇒	⇒	⇒	富山国保病院

5 人材育成による職員の資質の向上

(2) 人事評価制度の活用

① 人事評価制度の活用

番号	実施項目	実施概要	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
				事業内容	27年度	28年度	29年度	
1	人事評価制度の充実と活用	<p>・取扱マニュアル等の策定、評価者研修、評価に係る相談対応及び制度運用の検証等を行い、評価制度に対する職員の理解促進と納得性の向上を図り、「人事評価制度」の定着化を推進する。</p> <p>① 評価制度の適切な運用 取扱マニュアル等に定められている評価プロセスや実施手順等を適切に運用し、公正かつ公平な評価を行う。</p> <p>② 評価者研修の実施 評価制度の仕組み等の理解や評価に関する手法等を習得するため、評価者研修を計画的に実施する。</p> <p>③ 評価結果の活用 改正地方公務員法に規定する人事評価に基づく措置として、任用、給与、免職降任、人材育成への活用方法を検討し、適宜実施する。</p>	<p>評価制度の適切な運用</p> <p>評価者研修の実施</p> <p>評価結果の活用</p>	実施 見直し 検討	⇒	⇒	⇒	総務部 総務課

6 歳入の確保

(1) 税収入等の確保と自主財源の増収対策

① 税収入等の確保と受益者負担の適正化

番号	実施項目	実施概要	実施要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
				事業内容	27年度	28年度	29年度	
1	各施設使用料等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、「施設利用料の見直しに関する基本方針」に基づいた適正な使用料に改正する。 ・ また、受益者負担の観点から「公の施設等の使用料に係る減免基準を定める規則」について、見直しを実施する。 	施設使用料の見直し 減免規定の見直し	検討 実施	⇒ ⇒	⇒ ⇒	実施 ⇒	総務部 行革財政課
2	市税等の徴収について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現年度賦課に係る滞納者を重点とし、督促状発送後に電話催告、臨戸徴収による滞納整理を徹底することにより、新たな滞納繰越を抑制することにより、現年度賦課に係る滞納繰越の減額を図る。 ・ 滞納繰越者については、就労状況の調査、新たな財産の把握（調査）することにより、滞納者の担税能力に応じた処分を徹底するとともに既に担保・差押えした動産、不動産の処分を実施、納税に結びつけていく。 ・ 現在行っている口座振替の手続きを簡素化し、推進することにより、収納業務や滞納業務の軽減を図る。 ・ 水道料金未収金の徴収対策として、未納者に対し納入の催告通知や戸別訪問を行い、応じない場合は給水停止を実施するなど、収納対策の強化を図るとともに、未収金の回収に努める。 	現年度賦課の滞納繰越の防止 滞納処分の徹底 口座振替の推進 給水停止の実施	実施 実施 実施 実施	⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒	市民生活部 税務課 水道局

番号	実施項目	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
			事業内容	27年度	28年度	29年度	
3	ごみ処理手数料の見直しによる財源確保	<p>・有料化対象物の選定、細分別区分の設定及び料金賦課方法、単価などの検討を行った後、一般廃棄物処理施設運営委員会などへの諮問、条例改正、市民への周知などの手続き・指定袋作成などの準備を経て手数料体系の改定を実施する。</p>	<p>賦課対象物の検討 関係機関との調整・条例改正・周知・指定袋作成 手数料体系改定</p>	実施	実施	実施	建設環境部 環境保全課

6 歳入の確保

(1) 税収入等の確保と自主財源の増収対策

② 自主財源の増収対策

番号	実施項目	実施概要	実施年度（目標年度）				主となる所管課
			事業内容	27年度	28年度	29年度	
1	公共物等有料広告掲載の拡充	<p>現時点で掲載中の媒体（広報・ホームページ）においての掲載点（広告掲載料、広告内容、広告の大きさ、広告の掲載位置、広告の掲載期間等々）を解消し、広告主（企業）が掲載しやすいように関係要綱や運用基準等の改正を進め、有料広告掲載の拡充を図る。また、先進地の事例を参考に南房総市に即した媒体・形態での有料広告掲載拡大により、新たな財源の確保と市民（企業）との協働による地域活性化の促進を図る。</p>	<p>公共物等有料広告掲載の拡充</p>	実施	⇒	⇒	総務部 行革財政課

番号	実施項目	実施概要	実施概要	実施年度 (目標年度)				主となる所管課
				事業内容	27年度	28年度	29年度	
2	魅力の郷づくり寄付金の推進	<ul style="list-style-type: none"> 職員、住民に対し制度への理解のための周知及び寄付金制度の定着を推進する。 ふるさと納税の周知方法の検証と寄附金の充当先メニューの拡大を検討する。 南房総市の魅力ある産品を活用し、ふるさと納税者の増加を図る。 	職員、住民に対する制度の理解と推進 ふるさと納税の周知方法の検証 寄附金の充当先メニューの拡大 特典の選定方法、配布方法の検討	実施	⇒	⇒	⇒	企画部 企画政策課
3	企業誘致候補地の調査及び整理	<ul style="list-style-type: none"> 企業誘致の候補地については、市有地で企業に紹介可能な土地の調査整理を実施し、有料で貸付ることにより、財源を確保する。又、民有地についても情報収集に努める。 	企業誘致の推進 不動産関係者との連携に関する協定締結 金融機関との連携に関する協定締結(平成26年度予定) 企業・研究所への誘致活動	実施	⇒	⇒	⇒	商工観光部 商工課
4	基金の運用	<ul style="list-style-type: none"> ペイオフを考慮した定期預金及び有利な有価証券(国庫債券、政府保証債及び地方債)により運用する。 	基金の運用	実施	⇒	⇒	⇒	会計課

南房総市財政健全化計画

1 財政の現状

最近5年間における決算の状況を歳出決算額で見ると、元気なまちづくり基金（39億7,000万円）の創設などにより決算額が膨らんだ平成21年度を除いて、概ね230億円から250億円の間で推移しています。

また、平成25年度決算では、仮称富山小規模特別養護老人ホーム整備事業、防災行政無線デジタル化事業、富山小中一貫校・幼保一体化施設等建設事業、三芳幼保一体化施設建設事業など大規模事業の実施及び国の経済対策による補助事業や地域の元気臨時交付金を活用した事業の実施により、歳入決算額251億9,400万円、歳出決算額237億8,800万円となっています。

決算状況

歳入

(単位：百万円)

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市税	3,912	4,240	4,220	4,062	3,993	3,998	3,913	3,913
地方譲与税	573	261	250	234	228	222	207	212
各種交付金	749	663	602	588	598	560	472	537
地方交付税	9,187	8,735	9,320	9,633	10,855	11,130	10,819	11,062
国庫支出金	1,081	1,626	1,390	4,458	2,632	1,766	1,481	2,762
県支出金	881	1,161	1,148	874	1,016	1,119	1,014	1,119
地方債	1,695	2,058	1,514	5,892	3,643	1,756	2,515	3,101
繰入金	58	256	345	223	257	938	847	328
その他歳入	1,895	1,955	1,990	1,805	2,220	1,639	1,832	1,624
歳入合計	20,031	20,955	20,779	27,769	25,442	23,688	23,571	25,194

歳出

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人件費	4,971	4,869	4,712	4,532	4,455	4,368	4,202	4,043
扶助費	1,133	1,225	1,391	1,474	1,854	1,996	2,083	2,169
公債費	2,695	2,920	2,966	2,897	3,210	3,119	3,012	3,275
物件費	2,791	2,751	2,623	2,876	2,930	2,955	2,809	2,872
維持補修費	104	116	102	106	112	91	140	130
補助費等	2,473	2,379	2,495	3,452	2,584	2,925	2,779	2,501
繰出金	1,332	1,415	1,476	1,599	1,695	1,743	1,770	1,916
積立金	1,019	415	1,733	6,017	3,184	2,569	2,435	2,335
投資的経費	2,218	3,639	2,114	3,234	3,975	2,460	2,674	4,312
投資出資貸付金	131	115	150	202	181	111	99	235
歳出合計	18,867	19,844	19,762	26,389	24,180	22,337	22,003	23,788

注)本計画に掲載している数値はすべて普通会計として整理した数値。

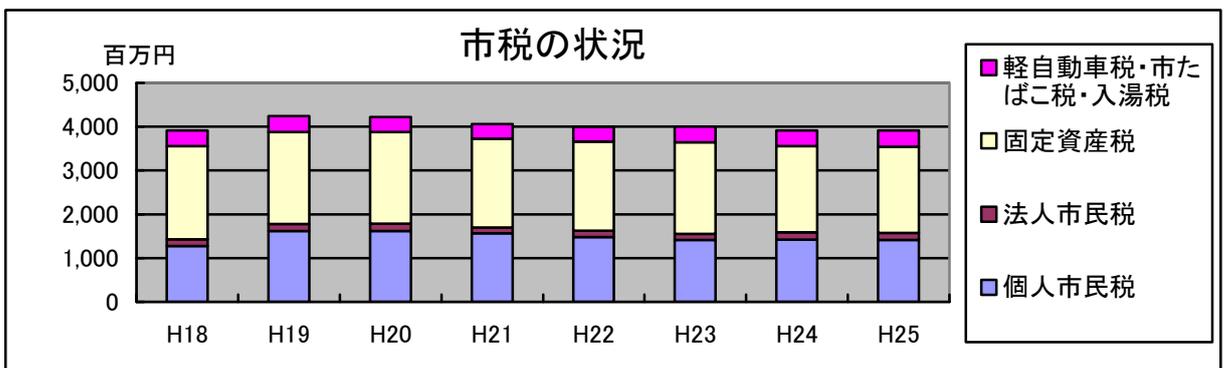
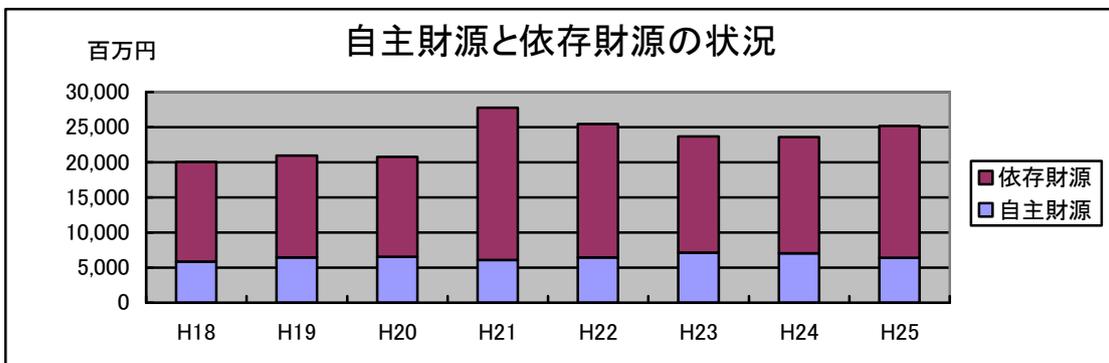
(1) 歳入

本市の歳入は、市税などの自主財源が3割程度しかなく、地方交付税をはじめとする依存財源の動向に左右されやすい状況となっています。

自主財源のうち市税収入額は、平成18年度以降、毎年度40億円前後で推移しています。平成19年度以降は税源移譲により個人住民税が増加しましたが、景気の低迷や人口減などにより、全体的に年々減少傾向にあります。

依存財源のうち臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税額は、合併後、毎年度100億円前後で推移していますが、このうち、30億円から40億円が合併による加算分です。

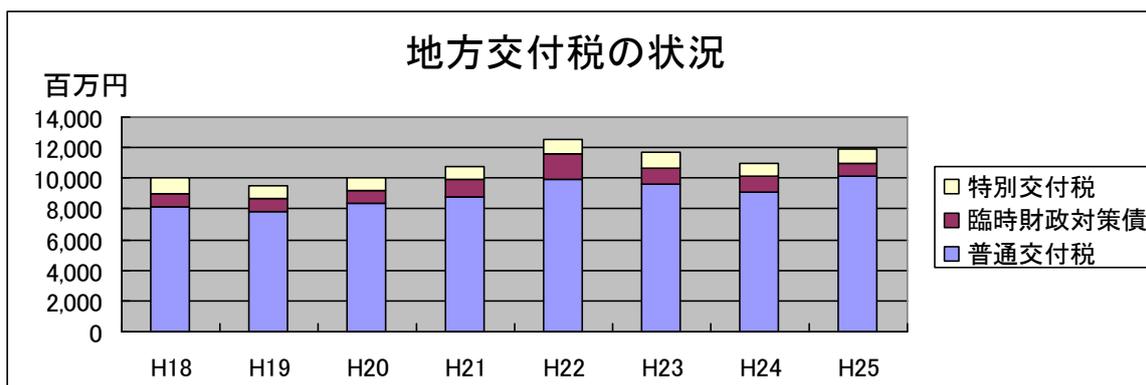
また、平成21年度決算額及び平成22年度決算額には経済危機対策事業等の国庫支出金や元気なまちづくり基金創設のための市債が、平成25年度決算額には大規模施設の建設に伴う国庫支出金や市債が含まれており、これらは一時的なものであるため、依然として自主財源に乏しい状況となっています。



市税の内訳

(単位：百万円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
個人市民税	1,278	1,617	1,618	1,564	1,483	1,414	1,424	1,413
法人市民税	149	164	167	134	142	140	162	160
固定資産税	2,128	2,097	2,089	2,027	2,031	2,090	1,974	1,970
軽自動車税・市たばこ税・入湯税	357	362	346	337	337	354	353	370
合計	3,912	4,240	4,220	4,062	3,993	3,998	3,913	3,913



地方交付税の内訳

(単位：百万円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
実質的な普通交付税額	9,031	8,620	9,150	9,962	11,605	10,683	10,102	10,929
普通交付税	8,142	7,813	8,394	8,789	9,962	9,635	9,118	10,121
臨時財政対策債	889	807	756	1,173	1,643	1,048	984	808
特別交付税	1,045	922	926	844	893	988	877	941
合計	10,076	9,542	10,076	10,806	12,498	11,671	10,979	11,870

(2) 歳出

歳出については、人件費などの義務的経費、物件費などの任意的経費及び特別会計への繰出金などの経常的に支出される経費が、毎年度170億円程度あります。

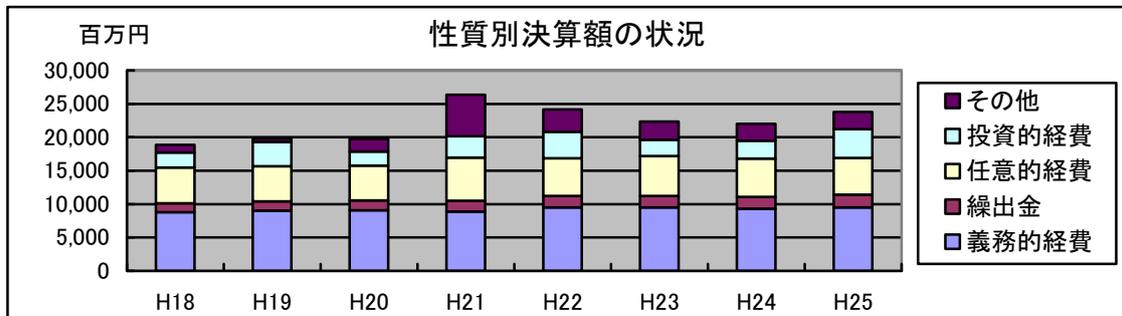
義務的経費のうち、人件費は、定員適正化計画による職員数管理により毎年減少しています。扶助費は、生活保護費や障害福祉サービスの利用増加などにより年々増加傾向にあります。公債費は、合併に伴い必要となった施設整備のために起こした市債の元金償還開始により、増加傾向にあります。

繰出金については、国民健康保険や後期高齢者医療保険の医療費の増加に伴い年々増加傾向にあります。なお、平成25年度のその他繰出金のうち、1億2,000万円については、再チャレンジ奨学資金貸付基金の創設に伴うものです。

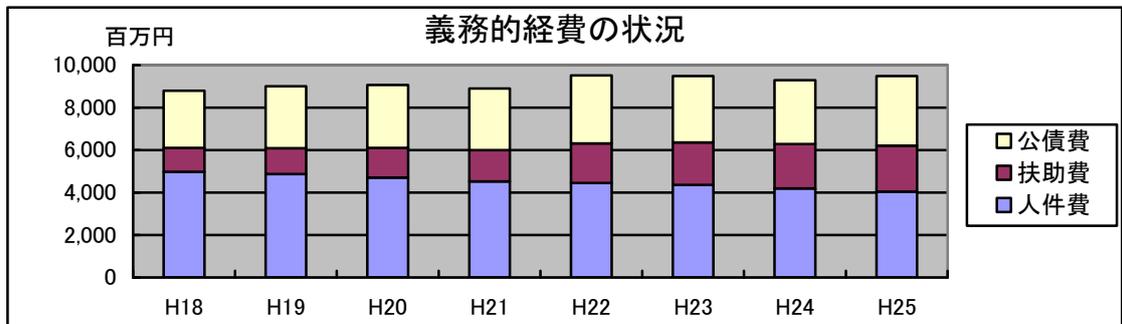
任意的経費については、合併以後、毎年度物件費3%削減や補助金の見直しなどにより、削減に努めてきました。平成21年度決算及び平成22年度決算では、国の経済危機対策事業や定額給付金事業、緊急雇用対策事業の実施などにより、一時的に増加しています。

投資的経費については、年度によって差がありますが、平均すると年間30億円程度の事業を実施しています。最近5年間を見ると、平成22年度及び平成25年度の決算額は、内房学校給食センター（平成22年度）、地域情報通信基盤整備（光ファイバ網の整備）（平成22年度）、仮称富山小規模特別養護老人ホーム整備事業（平成25年度）、防災行政無線デジタル化事業（平成25年度）、教育複合施設の整備（平成25年度）など大規模な施設整備事業を行ったことにより、他の年度よりも高くなっています。

また、平成25年度決算における経常収支比率は80.8%で、県下でも優良な数値となっていますが、この数値の算定にあたっては、普通交付税の合併特例措置である合併算定替加算額を含めて計算しています。仮に合併算定替加算額がなかった場合の経常収支比率は113.8%となり、現状では、合併算定替加算額があるからこそ、市の財政運営が成り立っているということを再認識する必要があります。



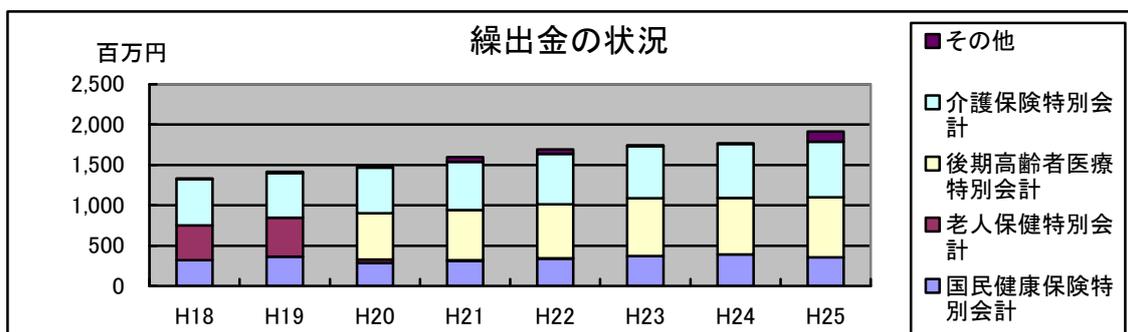
注) 義務的経費：人件費、扶助費、公債費
任意的経費：物件費、維持補修費、補助費等



義務的経費の内訳

(単位：百万円)

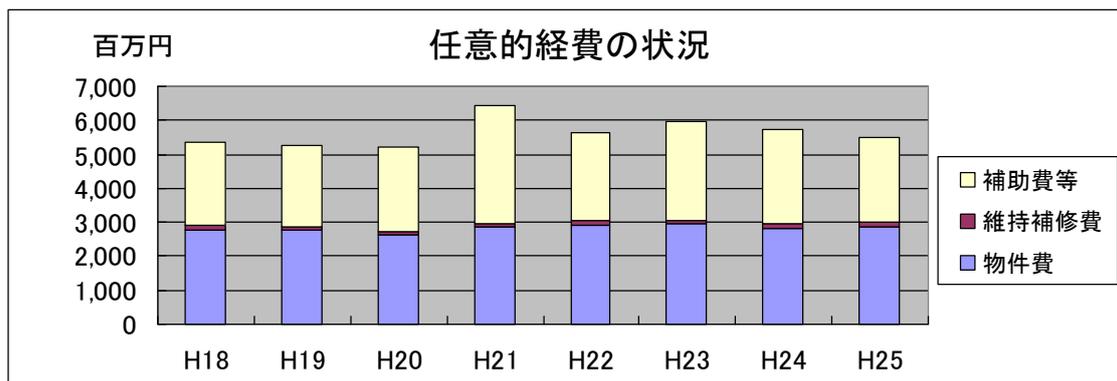
区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人件費	4,971	4,869	4,712	4,532	4,455	4,368	4,202	4,043
扶助費	1,133	1,225	1,391	1,474	1,854	1,996	2,083	2,169
公債費	2,695	2,920	2,966	2,897	3,210	3,119	3,012	3,275
合計	8,799	9,014	9,069	8,903	9,519	9,483	9,297	9,487



繰出金の内訳

(単位：百万円)

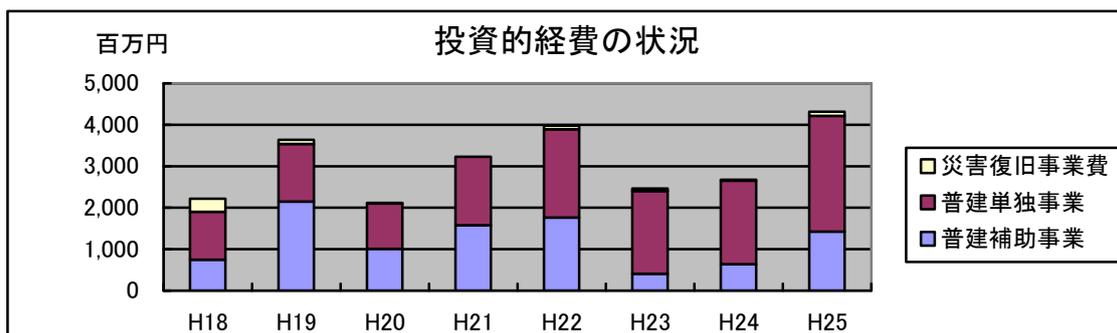
区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
国民健康保険特別会計	319	362	283	312	338	372	393	356
老人保健特別会計	431	486	44	7	6	0	0	0
後期高齢者医療特別会計	0	0	573	621	669	716	698	743
介護保険特別会計	575	553	569	599	623	645	668	687
その他	7	14	7	60	59	10	11	130
合計	1,332	1,415	1,476	1,599	1,695	1,743	1,770	1,916



任意的経費の内訳

(単位：百万円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
物件費	2,791	2,751	2,623	2,876	2,930	2,955	2,809	2,872
維持補修費	104	116	102	106	112	91	140	130
補助費等	2,473	2,379	2,495	3,452	2,584	2,925	2,779	2,501
合計	5,368	5,246	5,220	6,434	5,626	5,971	5,728	5,503



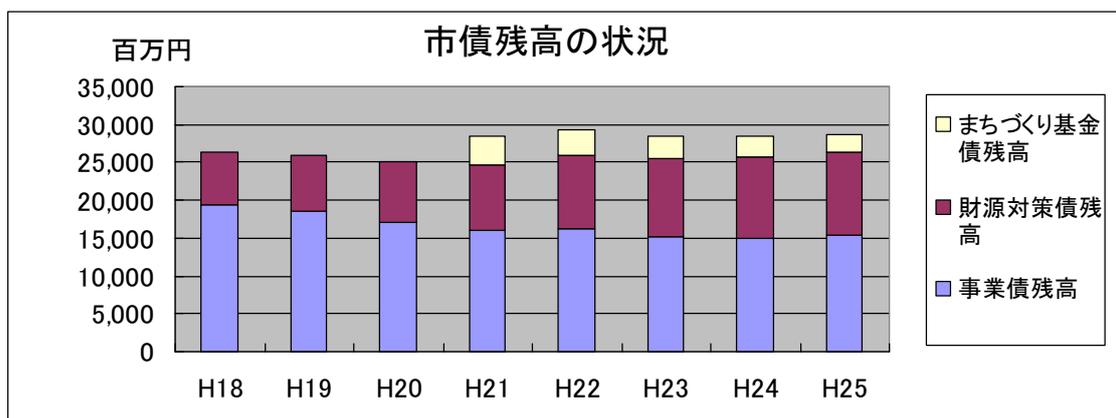
投資的経費の内訳

(単位：百万円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
普通建設事業費	1,900	3,537	2,101	3,229	3,894	2,400	2,657	4,212
補助事業	744	2,143	1,010	1,577	1,759	406	635	1,425
単独事業	1,156	1,394	1,091	1,652	2,135	1,994	2,022	2,787
災害復旧事業費	319	102	13	5	81	60	17	100
合計	2,219	3,639	2,114	3,234	3,975	2,460	2,674	4,312

(3) 市債残高

市債残高の状況は、平成20年度までは徐々に減少していましたが、平成21年度に元気なまちづくり基金創設のために約38億円の合併特例債を発行したこと、また、平成22年度以降においても、内房学校給食センターをはじめ合併に伴い必要となった大規模な施設整備を実施しており、その財源として合併特例債や過疎対策債などを発行したことにより、平成25年度末残高は約287億円となっています。



注) 事業債残高：施設整備等の事業実施にともない発行した市債残高
 財源対策債残高：国の制度に基づき、臨時財政対策債など市の財源確保のために発行した市債残高
 まちづくり基金債残高：元気なまちづくり基金（合併市町村振興基金）創設のために発行した市債残高

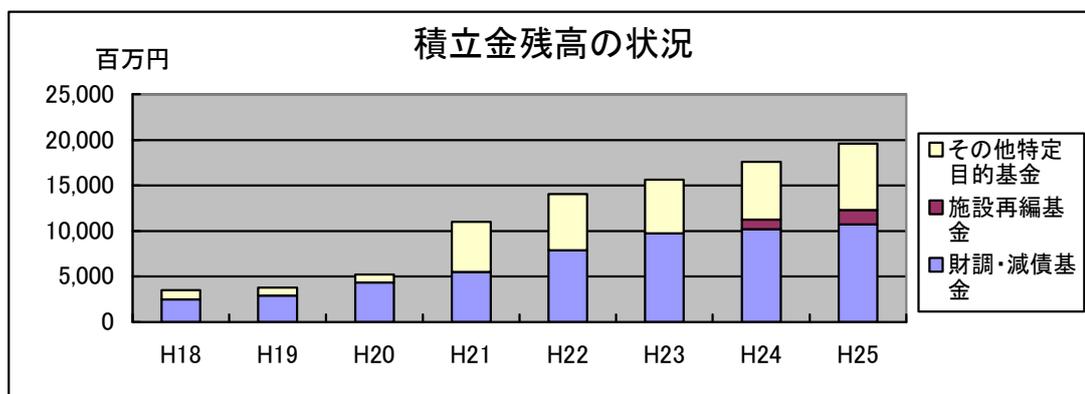
市債残高の内訳

(単位：百万円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
事業債残高	19,326	18,472	17,134	16,059	16,160	15,104	14,997	15,435
財源対策債残高	7,010	7,508	7,879	8,645	9,829	10,370	10,801	10,984
まちづくり基金債残高	0	0	0	3,772	3,394	3,013	2,626	2,235
合計	26,336	25,980	25,013	28,476	29,383	28,487	28,424	28,654

(4) 積立金残高

平成25年度末積立金残高は約196億円となっており、平成18年度と比較すると5.6倍、約161億円の増となりました。これは、合併以後、歳出経費の抑制などにより得た黒字収支の一部を財政調整基金と減債基金へ積立てたことや、平成21年度に元気なまちづくり基金を創設したことにより特定目的基金残高が大幅に増加したことが主な要因です。また、平成24年度には、今後見込まれる公共施設の再編に伴う経費を確保するため、新たに公共施設等再編整備基金を設けています。



積立金残高の内訳

(単位：百万円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
財調・減債基金	2,501	2,902	4,347	5,492	7,839	9,759	10,204	10,731
施設再編基金	0	0	0	0	0	0	1,049	1,572
その他特定目的基金	1,016	900	875	5,525	6,160	5,871	6,335	7,292
合計	3,517	3,802	5,222	11,017	13,999	15,630	17,588	19,595

2 財政健全化計画の基本的な考え方

(1) 目的

合併特例措置が終期を迎え、普通交付税の加算措置を受けない状態の財政運営に移行する平成33年度以降の健全な財政運営を目指し、自主性・自立性の高い財政基盤を構築するため、中期的な視点に立った財政健全化を図るための指針とするものです。

(2) 計画期間等【第3期】

本計画は、南房総市行政改革推進計画と同時進行し、より効果を発揮させる観点から、計画期間を合わせ、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

(3) 基本方針

第3期南房総市行政改革推進計画において、「行政改革の大綱」に定められた項目のほか、人件費の抑制や補助金の見直し等による経常経費の削減、未利用市有地の処分の推進や使用料・手数料、公共料金等の適正化による歳入の確保を取組事項とします。

(4) 主な財政指標の目標

財政健全化を目指し、次の数値目標を設定します。

ア 経常収支比率

市税をはじめとする経常的な歳入が減少する中、平成33年度以降の健全な財政運営を目指し、計画期間内における経常収支比率の目標値は、90%未満とします。

イ 健全化判断比率

「実質公債費比率」は、長期的には市債発行の抑制に伴い低下する見込みです。ただし、計画期間内においては、これまで取り組んできた施設再編等の大規模事業が引き続き計画されているほか、普通交付税における合併算定替の段階的な縮減に伴う標準財政規模の縮小などにより、現状に比べるとやや増加する見込みです。こうした想定のもと、将来の財政運営の健全性を損なうことのないよう、交付税算入率の高い有利な市債の優先的な発行を継続し、10%未満に抑制することを目標とします。

「将来負担比率」については、財政調整基金等の充当可能財源の金額が地方債現在高等の将来負担額を上回った状態にあるため、実質的な将来負担がない状態となっています。引き続き、現状維持を目標とします。

ウ 市債残高

計画期間中には、施設再編等の大規模事業が計画されており新たな市債の発行が見込まれますが、臨時財政対策債の発行を取りやめることにより、市債の発行額を最小限に抑制し、市債残高が280億円を下回ることを目標とします。

エ 基金残高

将来の安定的な財政運営を見据えて、適正な基金の積み立てに努めます。基金残高（財政調整基金、減債基金及び施設再編基金）は140億円を目標とします。

(5) 計画の執行管理

財政健全化計画は、総合計画、行政改革推進計画及び現在策定作業中の公共施設等総合管理計画との整合の基に、本市を取巻く情勢等の変化に弾力的な対応を図っていくため、必要に応じて見直しを行うこととします。

主な財政指標の目標

- 経常収支比率は90%未満を目標とし、財政構造の改善（経常経費の削減、適正な歳入確保）に取り組めます。
- 財政健全化判断比率に留意した財政運営に努めることとし、実質公債費比率は10%未満、将来負担比率は現状維持を目標とします。
- 市債残高は280億円未満を目指します。
- 基金残高（財政調整基金、減債基金及び施設再編基金）は140億円を目標とします。

3 第3期の財政計画

(1) 算定期間等

平成27年度から平成29年度までの3年間で算定期間とします。

(2) 前提条件

現行の税財政制度を前提とし、平成25年度決算を基準に合併に伴う効果・影響額を反映します。また、健全財政の確立の観点から、平成29年度における経常収支比率90%未満、実質公債費比率10%未満、市債残高280億円未満の数値目標の達成を条件とします。

(3) 第3期収支計画（平成27年度～平成29年度）

(単位：百万円、%)

区分	年度	H25		H26 決算見込		H27		H28		H29		H29-H25
		決算	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率					
歳入	市税	3,913	0.2	3,862	▲ 1.5	3,793	▲ 1.8	3,778	▲ 0.4	▲ 135		
	地方交付税	11,053	▲ 0.2	10,772	▲ 2.4	10,275	▲ 4.6	9,528	▲ 7.3	▲ 1,525		
入	国・県支出金	3,881	▲ 4.5	3,708	▲ 30.6	2,574	4.1	3,047	13.7	▲ 834		
	繰入金	364	574.7	0	▲ 100.0	0	-	0	-	▲ 364		
	地方債	3,101	3.8	3,584	11.3	2,057	▲ 42.6	3,007	46.2	▲ 94		
	その他	2,909	4.0	2,522	▲ 16.6	3,313	31.4	3,289	▲ 0.7	380		
歳入計 A	25,221	8.5	23,363	▲ 14.8	22,118	▲ 5.1	22,649	2.4	▲ 2,572			
歳出	義務的経費	9,487	2.8	9,731	▲ 0.2	9,913	1.9	9,774	▲ 1.4	287		
	人件費	4,043	2.8	3,997	▲ 3.8	3,933	▲ 1.6	3,794	▲ 3.5	▲ 249		
	扶助費	2,169	3.9	2,207	▲ 2.0	2,225	0.8	2,245	0.9	76		
	公債費	3,275	2.2	3,346	5.4	3,755	6.5	3,735	▲ 0.5	460		
	繰出金	1,916	▲ 0.8	1,901	▲ 5.2	1,833	1.7	1,863	1.6	▲ 53		
出	任意的経費	5,504	9.6	5,764	▲ 4.4	5,710	▲ 0.9	5,944	4.1	440		
	投資的経費	4,311	10.9	4,781	▲ 16.1	3,154	▲ 21.4	4,553	44.4	242		
	その他	2,570	47.8	3,799	▲ 84.2	400	▲ 33.3	100	▲ 75.0	▲ 2,470		
歳出計 B	23,788	10.4	26,268	▲ 16.6	21,010	▲ 4.1	22,234	5.8	▲ 1,554			
一般会計収支(A-B)	1,433	▲ 23.6	1,403	28.1	1,108	▲ 21.0	415	▲ 62.5	▲ 1,018			
地方債残高	28,654	0.8	28,895	1.9	28,199	▲ 4.2	27,925	▲ 1.0	▲ 729			
積立金残高	19,481	7.8	21,000	2.4	21,800	1.4	21,800	0.0	2,319			
うち財調・減債・施設再編	12,217	11.4	13,609	3.7	14,109	2.1	14,409	0.0	2,192			

(4) 第3期収支計画に基づく経常的経費及び経常収支比率

(単位：百万円、%)

区分	年度	H25		H26 決算見込		H27		H28		H29		H29-H25
		決算	15,627	15,717	増減率	15,581	増減率	15,166	増減率	14,696	増減率	
歳入経常一般財源		15,627	15,717	0.6	15,581	▲ 0.9	15,166	▲ 2.7	14,696	▲ 3.1	▲ 931	
歳出経常的経費		15,309	15,886	3.8	15,623	▲ 1.7	15,815	1.2	15,925	0.7	616	
うち経常一般財源		12,625	12,698	0.6	12,515	▲ 1.4	12,671	1.2	12,711	0.3	86	
うち義務的経費		7,501	7,698	2.6	7,699	0.0	7,850	2.0	7,705	▲ 1.8	204	
うち繰出金		1,476	1,556	5.4	1,475	▲ 5.2	1,500	1.7	1,525	1.7	49	
うち任意的経費		3,606	3,444	▲ 4.5	3,341	▲ 3.0	3,321	▲ 0.6	3,481	4.8	▲ 125	
経常収支比率		80.8	80.8		80.3		83.5		86.5		6	
(参考) 合併特例措置がない場合の経常収支比率		122.2	116.5		108.6		98.0		104.7		▲ 17.5	

(5) 第3期収支計画に基づく健全化判断比率

第3期収支計画に基づく実質公債費比率

項目	年度	H25	H26	H27	H28	H29
収支計画に基づく実質公債費比率	決算	6.8	6.3	6.7	7.8	8.6

第3期収支計画に基づく将来負担比率

項目	年度	H25	H26	H27	H28	H29
収支計画に基づく将来負担比率	決算	▲ 11.3	▲ 20.9	▲ 19.2	▲ 35.9	▲ 33.8

4 財政健全化へ向けた具体的な取り組み

(1) 財政健全化計画の基本方針及び第3期収支計画に基づく取組目標額

財政健全化計画の基本方針及び第3期収支計画に基づく財政健全化対策取組目標額は、第3期行政改革推進計画実施計画に定められた項目の確実な実行を前提とし、下記のとおりとします。

第3期収支計画に基づく取組目標額

- ① 事務事業の見直し 153 百万円歳出減
(新たな行政システムの構築)
 - ・委員会、審議会等の見直し
 - ・外部委託、民間活力の導入
 - ・行政事務の電子化 (OA 化)(事務事業のコストの縮減及び統合化)
 - ・補助金等の適正化
 - ・公共施設の管理体制の見直しによる経費の節減等
- ② 公共施設の適正な配置等の推進 28 百万円歳出減
 - ・不用と判断された公共施設等の有効活用又は廃止
- ③ 組織機構の見直しと定員の適正化 328 百万円歳出減
(人件費の抑制)
 - ・組織機構の見直し
 - ・人員配置及び事務配分の見直し
 - ・定員適正化と給与水準の適正化
- ④ 歳入の確保 6 百万円歳入増
(自主財源の増収対策)
 - ・徴収体制強化による税収入等の確保
 - ・基金の効率的な運用

このほか、使用料、手数料等受益者負担の適正化や適正な基金の積立、未利用市有地の積極的な処分などの確な歳入確保に努めていくこととします。

【用語解説】

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

標準財政規模

市の標準的な一般財源の規模を示すもので、主に税収入と普通交付税の額に臨時財政対策債の発行可能額を足したものの。

実質公債費比率

公債費等の財政負担の程度を客観的に示す指標として、公営企業会計や一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等を考慮した、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合。

地方債発行にあたり、比率が18%以上である場合は、都道府県知事の許可を要することとなる。

合併算定替

合併後10年間、旧町村がそのまま存続したと仮定して、普通交付税の額が合併前の額より減少しないようにする特例。さらに5年間は激変緩和措置がある。

本市の場合、合併算定替による加算は平成28年度より段階的に削減され、平成32年度で終了し、平成33年度以降は一本算定となる。

臨時財政対策債

地方の一般財源不足のため、特例として発行が認められる地方債。実際の借入の有無にかかわらず、その元利償還金相当額が普通交付税に算入されることとなるため、普通交付税と併せ、実質的な普通交付税と呼ばれる。

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債とは、地方債の償還残高のほか、公営企業会計や一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、第3セクター等への損失補償など、現時点で想定される将来の負担である。

参 考 资 料

平成27年2月24日

南房総市長 石井 裕 様

南房総市行政改革推進委員会
会長 飯田 彰 一

第3期南房総市行政改革推進計画の策定について（答申）

平成26年7月16日付け南行財第311号で諮問のありました第3期南房総市行政改革推進計画の策定について、南房総市から提示されました「第3期南房総市行政改革推進計画」の素案を中心に、南房総市の行政改革に関する事項について、本委員会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

答 申 書

【総括事項】

南房総市は、合併後9年を経過し、平成18年度から平成26年度までの間、第1期及び第2期行政改革推進計画に基づき、将来にわたり持続可能で、健全な行政体とすべく行政改革を推進しており、事務の効率化、電子化及び定員の適正化など一定の成果が認められる。

平成26年度が第2期行政改革推進計画の最終年となるが、平成27年度をもって普通交付税の合併算定替えの満額交付が終了し、平成28年度から平成32年度にかけて特例措置が段階的に削減され、加えて人口減少に比しての生産人口の減少による税収の減少も想定され、行財政運営がさらに厳しい状況となっていくことが予想される。

また、定員適正化計画においても、職員の数に関しては減員の方針が示されている。

このような状況のなか、持続可能な行財政運営のためには、引き続き抜本的な行財政改革に取り組み、最小限の経費とマンパワーで最大限の行政効果を上げる努力が必要であり、消費税率の引き上げや国の地方戦略の推進等による社会環境の変化にも対応した、自立した地域を目指し、持続可能な行政運営をしていくためにも行政改革大綱に基づく重要施策の実現、実施計画の確実な施行が必要となる。

諮問された「第3期南房総市行政改革推進計画(案)」については、本委員会において審議を重ねてきたところであるが、具体的な答申事項を次のようにまとめたので、市当局において十分検討を行い、積極的な取り組みと効果を出せるように提言し、基本的に了承することとして答申する。

【付帯意見】

1 市民との協働

地域の課題やニーズを市政に反映するため、住民と行政が手を携えて、それぞれの役割をまちづくりに活かす「協働」への取り組みは重要な施策であり、各地域づくり協議会の活動により、各地域の特性を活かした地域づくりが進められている。

市民との協働については、今後も市全体の一体感を醸成するため、行政、企業、団体、市民へさらに働きかけ、広がっていくような取り組みに努めること。

また、魅力ある地域づくりの推進には、男女の平等な視点による取り組みが重要であり、各種委員会や行政における女性登用の改善に向け積極的に取り組むこと。

2 事務事業の見直し

職員の削減や厳しい財政運営への対応が求められるなか、市民が安心して暮らせる安全な地域づくりのため、行政の事務事業の内容や執行方法について常に見直し、新しい行政システムへと積極的に転換しながら、効果的で効率的な事務運営を図ること。

3 公共施設の適正な配置等の推進

市内各公共施設の利用状況や老朽化の状況、市の財源、人口の動向等地域における将来予想を踏まえて策定される公共施設等総合管理計画により、市内公共施設の更新、統廃合、長寿命化により適正な公共施設の運営に努めること。

4 組織機構の見直しと定員適正化

市の将来の状況を推計した上で、住民への行政サービスのあり方を検討し、それに合った職員定員の適正化、組織の再構築に努めること。

5 人材育成による職員の資質の向上

住民に公共福祉サービスを適切に提供するため、様々な課題に対応できる職員の確保及び育成は重要であり、多様な研修、職場環境の充実、人事評価システムの活用を積極的に行うこと。

6 歳入の確保

生産人口の減少、少子高齢者人口の増加に伴い、税収入の大幅な増収が見込めないことが想定されることから、市税の確保はもちろんのこと税以外のふるさと納税や受益者負担の原則である公共施設、公共サービスの利用に対する使用料等を適正な料金に見直すなど歳入の確保に努めること。

7 財政健全化の堅持

市財政運営の資金の核である地方交付税は、合併算定替えによる満額措置が平成27年度を最終年度とし、段階的に削減され、平成33年度に南房総市本来の一本算定額になることから、厳しい財政運営が予想される。

このような状況においても、市政の安定的な運営を持続するため、行政改革推進計画実施計画の施策を確実に執行し、財政の健全化に努めること。

南房総市行政改革推委員会の審議状況等

H. 26. 7. 16

行政改革推進委員会 第1回会議

〈主な内容〉

- 1 市長より会長あてに「第3期行政改革推進計画の策定について」を諮問
- 2 第3期行政改革推進計画の策定について
第3期行政改革推進計画策定にあたっての基本的な考え方、重要施策について承認した。
実施計画については、次回会議以降、本格的に審議することとした。
- 3 第3期財政健全化計画の策定について
第3期財政健全化計画策定にあたっての基本的な考え方、重要施策について承認した。

H. 26. 11. 6

行政改革推進委員会 第2回会議

〈主な内容〉

- 1 第3期行政改革推進計画・財政健全化計画（素案）について
行政改革推進計画実施計画については、項目ごとに審議し、意見があった部分について修正することとし、案として承認した。
財政健全化計画（素案）については、審議の上、案として承認した。
第3期行政改革推進計画・財政健全化計画（案）について、市民からの意見を募集する「パブリックコメント」を実施することについて、事務局から説明があった。

H. 26. 12. 22～H. 27. 1. 21

第3期行政改革推進計画・財政健全化計画に対するパブリックコメントの実施

H. 27. 2. 24

行政改革推進委員会 第3回会議

〈主な内容〉

- 1 第3期行政改革推進計画・財政健全化計画（最終案）について
行政改革推進計画・財政健全化計画（最終案）について、承認した。
- 2 第3期行政改革推進計画について（答申案）
会長・副会長試案について、副会長より説明があり、それに基づき審議を行い、同案を承認した。
- 3 第3期行政改革推進計画について（答申）
行政改革推進委員会から市長へ答申。

○南房総市行政改革推進委員会規則

平成26年3月18日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、南房総市附属機関設置条例（平成26年南房総市条例第1号）に基づき設置された南房総市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、南房総市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議し、その結果を答申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 市議会議員 3人
- (3) 市民 2人以内
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

2 市長は、前項第3号に規定する委員については、公募を行うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門の事項を調査研究させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 専門部会は、調査研究の経過及び結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部行革財政課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に従前の南房総市行政改革推進委員会の会長又は副会長の職にある者は、この規則の規定により選任された会長又は副会長とみなす。

南房総市行政改革推進委員会 委員名簿

委員会役職	氏 名	区 分
会 長	飯 田 彰 一	議 会
副 会 長	佐 野 左 内	学 識 経 験 者
委 員	石 井 洋 子	学 識 経 験 者
委 員	金 木 久 代	学 識 経 験 者
委 員	八 代 弘 樹	学 識 経 験 者
委 員	黒 川 操	学 識 経 験 者
委 員	鈴 木 房 宗	公 募
委 員	小 坂 英 介	公 募
委 員	寺 澤 利 郎	議 会
委 員	関 壽 夫	議 会

任期：平成26年10月1日から平成28年9月30日まで